

奄美群島  
エコツーリズム推進全体構想

平成 29 年 2 月

奄美群島エコツーリズム推進協議会

## 目次

第1章 エコツーリズムを推進する地域	1
1. 奄美群島におけるエコツーリズム推進の背景	1
2. 推進の目的及び方針	7
3. エコツーリズムを推進する地域	10
4. 島毎のエコツーリズムの目標	11
第2章 対象となる自然観光資源	22
1. 自然観光資源抽出の考え方	22
2. 各島の自然観光資源	23
第3章 エコツーリズムの実施方法	26
1. ルール	26
2. 案内（ガイド）及びプログラム	36
3. 自然観光資源のモニタリング及び評価	42
第4章 自然観光資源の保護及び育成	44
1. 特定自然観光資源の指定について	44
2. 自然観光資源の保護及び育成	44
第5章 エコツーリズムの推進体制	55
1. 推進協議会の参加主体	55
2. エコツアーガイドの登録・認定制度	67
3. エコツアーガイドの育成	68
4. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	68
5. 全体構想の公表・見直し	70
用語解説	71
文章内※用語についての解説	
自然観光資源リスト	73

### <参考資料>

- 奄美群島エコツアーガイド自主ルール
- 奄美群島マナーガイド
- 自然への配慮ガイドライン
- 鯨類ウォッチング暫定自主ルール

# 第1章 エコツーリズムを推進する地域

## 1. 奄美群島におけるエコツーリズム推進の背景

### (1) 奄美群島におけるエコツーリズム推進の背景

奄美群島は、固有種が多く生息・生育する亜熱帯照葉樹林、美しい海岸景観、サンゴ礁の海など、島毎に特徴的な自然環境と、その自然との関わりの中で形成されてきた暮らしや伝統文化、長寿・子宝といった個性的な特徴を有しています。

近年、奄美群島の自然環境等の価値が注目されており、国立公園指定や世界自然遺産登録を目指した取組が進められています。このような動きにより、奄美群島の優れた自然環境等が広く社会に認識されることとなり、群島の観光振興、地域振興にとっても大きな好機となります。

観光面では、群島の知名度向上に伴う観光入込の増大が予想されます。その際に観光客の増加により自然資源の価値を損なうことがなく、また、観光客増加を一過性のものとしないうため、自然環境を保全しつつ観光客の満足度を高めるような持続可能な利用方策を検討することが必要です。

一方、奄美群島では、人口減少、高齢化、一次産業や大島紬等の製造業の低迷、雇用状況の悪化など、社会・経済面での停滞傾向がみられ、国立公園指定・世界自然遺産登録による効果を広く地域の社会・経済に波及させることが期待されています。

以上の点を踏まえると「環境保全」「観光振興」「地域振興」の3つの実現を目指すエコツーリズム\*の取組は、奄美群島に相応しい利用方策と考えられます。

本全体構想は、奄美群島におけるエコツーリズムの推進を通じて、自然環境を保全しながら、奄美ならではの自然体験を提供することで、持続的な地域づくりへ寄与することを目的に、地域関係者が共通の認識のもと取組を推進するために策定するものです。

### (2) 自然資源等の現状と課題

以下に自然環境や利用に関する現状と課題を島別に示します。

#### 1) 奄美大島

##### ①自然・文化資源の現状

- ・奄美大島には世界の亜熱帯域の中でも限られた地域にしか成立しない亜熱帯照葉樹林が、国内最大規模のまとまりで存在します。特に住用川上流、役勝川上流、川内川上流、湯湾岳、きんさくぼる金作原周辺には林齢の高い照葉樹林が存在しています。
- ・これらの森林には、大陸との接続と分断を繰り返しながら形成された島嶼という地史的な経緯から、アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、カンアオイ類などの固有種や遺存種といった他の地域には見られない動植物が存在します。

- ・笠利湾、笠利半島東岸、龍郷湾、住用湾、焼内湾、加計呂麻島<sup>か げ り ま</sup>の内湾等の浅海域には干潟がみられ、固有種・希少種を含む多様な生物の生息・生育場所となっています。また、一部の干潟にはマングローブ湿地が成立しており、住用川・役勝川河口のマングローブ林は71haと大規模で特有の生態系が見られ、希少巻貝類の生育場所、リュウキュウアユの稚魚の成育場所にもなっています。
- ・奄美大島沿岸域においては発達したサンゴ礁が見られ、特に笠利半島、赤崎から摺古崎、大和村の沿岸、焼内湾、加計呂麻島周辺に被度の高い場所が存在します。しかし、近年オニヒトデ等による食害や白化現象、赤土の流入等の攪乱要因により、大部分の地域においてサンゴ群集の衰退がみられます。特に1998年の異常高水温による白化現象の影響は顕著で現在、回復の途上段階であると考えられています。
- ・また、奄美大島の沿岸は、ウミガメの産卵地点やアジサシ類、アナドリ等、海鳥の集団繁殖地が見られるなど、広域移動性生物の繁殖地・中継地としても大きな役割を果たしています。
- ・奄美大島では、かつて自然と密接に関わる暮らしが営まれており、その中で島唄、八月踊り、豊年祭などの伝統文化、自然観、信仰などが生み出されてきました。また、集落の前面の海や後背の山と一体となった生活の痕跡や、山や海の神の信仰が具現化された集落景観など、人と自然との密接な関わりを示す要素を多く確認することができます。
- ・1,300年余の歴史があり、わが国最古の伝統をもつ染色織物と言われる大島紬や、黒糖焼酎など地域に根ざした産業も存在します。

## ②利用の現状

- ・平成26年の年間入込客数は約39.4万人であり、月別には8月の入込が特に多い傾向にあります。
- ・来訪者の多くが、サンゴの海・砂浜や亜熱帯の森林、伝統的な文化・芸能等に期待して来訪していると考えられます。
- ・海岸・海域の主な利用形態としては、サンゴの海・砂浜における海水浴や自然探勝、展望地からの海岸景観の眺望といった活動やダイビング、スノーケリング、シーカヤック、グラスボートによる海域景観の観賞、カヌーによるマングローブ干潟の周遊などが多くみられます。
- ・森林地域では、近年エコツアー<sup>\*</sup>が増加し、金作原、湯湾岳、奄美自然観察の森、フォレストポリス等においてトレッキング、バードウォッチング、ナイトツアーといった利用が多くみられます。
- ・金作原等の一部の地域では、ゴールデンウィークなどの特定時期に多くの利用者が集中し、原生的な雰囲気<sup>\*</sup>の喪失が懸念されています。また、夜間の林道での高速走行によるロードキルやアマミノクロウサギの追い回しなど配慮に乏しいツアーや個人客等の増加による野生生物に対する影響も懸念されます。さらに、盗掘・採集による希少な野生動植物への影響も懸念されています。

## 2) 喜界島

### ①自然・文化資源の現状

- ・喜界島は島全体が隆起サンゴ礁段丘で構成される低島です。奄美群島の中では、最も「若い島」であり、最終間氷期（過去十数万年）以降に急速に形成された海成段丘や完新性の隆起サンゴ礁が島内にまとまって存在し、現在でも世界最高クラスの速度で隆起を続け、異なる時代の段丘面が如実にみられるなど重要な地形学的特徴を有しています。
- ・そのため、日本のサンゴ礁段丘の中では最も頻繁に研究対象とされ、サンゴ礁地形の発達史の研究、地球温暖化の影響等で注目されている近過去の気候変動等の研究等に際し、世界的視点で重要視されています。
- ・島のほぼ全周を隆起裾礁が取り巻いており、アダン、オオハマボウなどの海岸植生と相まって亜熱帯特有の景観を呈しています。荒木海岸では汀線から内陸の段丘まで隆起サンゴ礁由来の植生が良好な状態で残されています。また、ウミガメの産卵場所等もみられます。
- ・トンビ崎周辺、嘉鈍周辺、花良治周辺の海域はサンゴ被度が高くなっています。
- ・サシバ、アサギマダラなどの渡りもみられ、広域移動性動物の中継地となっています。また、オオゴマダラの分布の北限にあたり島のシンボルとしても親しまれています。
- ・2008年5月には絶滅したと考えられていたダイトウグイスの生息が確認されています。
- ・農業を主要な産業とする地域であり、百之台周辺の町有林や段丘斜面にわずかにまとまった森林が残る以外は、農地や牧草地が土地利用の大部分を占めています。希少動植物としては喜界島固有のヒメタツナミソウ（絶滅危惧ⅠB類）が生育しています。
- ・地域の生活や文化は隆起サンゴ礁の島に特有の自然と関わりながら形成されたため、河川のない島の暮らしを支えた湧水や降り井戸（ウリガー）、サンゴの石垣、アダン等の防風林、段丘面に広がるサトウキビ畑など身近な自然と、それに関わる営みがみられます。特に、阿伝集落にはサンゴの石垣や防風林、古道等が良好な状態で残されており、この地域に独特の風土と結びついた人々の生活と生業のあり方を物語っています。

### ②利用の現状

- ・平成26年の年間入込客数は約5.3万人であり、月別には7、8月の利用が多い傾向にあります。
- ・観光利用は、百之台から風景探勝や阿伝集落の見学といった周遊利用が主要な形態と考えられます。
- ・風景鑑賞利用は海洋景観が主な対象となります。特に百之台台地上の展望地からは段丘斜面や太平洋を一望に俯瞰することができ、島を代表する景勝地となっています。
- ・海域利用は池治、中里、志戸桶などにおける海水浴利用が主体となっています。ダイビングは阿伝、小野津、花良治沖を中心に、島沿岸及び島南西沖のウガミ礁が利用されています。シーカヤックは小野津から塩道までの島南岸海域での利用がみられます。
- ・阿伝、中里、湾、荒木、塩道・早町・白水、小野津の6箇所において、集落の人々が集落内を案内する「まち歩き」の取組が開始されています。

### 3) 徳之島

#### ①自然・文化資源の現状

- ・大陸との接続と分断を繰り返しながら形成された島嶼という地史的な経緯から、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オビトカゲモドキなどの固有種や遺存種といった他の地域には見られない動植物が存在します。
- ・井之川岳、犬田布岳、天城岳周辺には、世界の亜熱帯域の中でも限られた地域にしか成立しない亜熱帯照葉樹林がまとまって存在し、希少な野生動物種の生息・生育地となっています。これらの森林には、奄美大島では簡単に見ることができない壮齢オキナワウラジロガシ林が発達しています。
- ・徳之島の自然植生は地質の影響を受け、島中央の山地帯の酸性土壌上に発達する上記の森林と低平地の弱塩基性土壌の隆起サンゴ礁石灰岩地帯に発達する森林とに大別することができます。琉球石灰岩上の森林としては明眼の森や義名山に自然性の高いアマミアラカシ群落が発達しており希少な植物が多数分布しています。
- ・海岸部では、隆起サンゴ礁の海食崖（犬田布岬、<sup>いんのじょうふた</sup>犬門蓋等）、花崗岩の露出した海岸（ムシロ瀬）、リーフや自然海浜（喜念浜、畦海岸等）など、特徴的な資源が存在します。
- ・島の北東部にはサンゴ礁が発達し、多くの生き物の棲みかとなっています。沿岸の砂浜ではウミガメの上陸・産卵などの様子が観察できます。
- ・浅間干潟はクロツラヘラサギをはじめとする年間 130 種余りの渡り鳥の中継地となっています。
- ・カムイヤキ古窯跡群、塩田跡、サンゴの石垣、ソテツ垣、闘牛、浜下り等の年中行事、島の唄や踊りなど、自然と密接に関わって来た島の歴史や暮らしを示す文化的要素が多数存在します。
- ・サンゴ礁地形の海岸や美しい海域、固有種が生息・生育する森林、鍾乳洞など奄美群島の自然資源のあらゆる要素が島内にコンパクトに存在しており、自然体験に適したフィールドです。

#### ②利用の現状

- ・平成 26 年の年間入込客数は約 12.4 万人であり、月別には 8 月の利用が多い傾向にあります。
- ・一般的な観光利用は、海岸沿いの犬田布岬、犬之門蓋、金見崎やムシロ瀬などにおける風景探勝等による島内周遊利用が多いと考えられます。また、闘牛も大きな観光資源となっています。
- ・海域の主な利用としては、畔海岸などでの海水浴・スノーケリングや、ダイビング等が行われています。
- ・森林地域の利用は多くはありませんが、近年ではクロウサギ等の希少動物の観察を目的としたナイトツアー、森林や川での自然観察、伝統的な集落の散策等について、ガイドによる案内も実施されています。
- ・森林地域では盗掘・採集による希少な野生動植物への影響が懸念されています。

#### 4) 沖永良部島

##### ①自然・文化資源の現状

- ・沖永良部島は隆起サンゴ礁により形成された低島であり、大山では古い間氷期の隆起裾礁がつくる海成段丘が同心円上に発達し、第四紀更新世中期のサンゴ礁起源のカルスト地形が発達しています。
- ・大山周辺には国内2番目の延長を持つ大山水鏡洞、昇竜洞、水連洞など200近い鍾乳洞が発達しており、洞窟内にはリュウキュウユビナガコウモリ、オリイコキクガシラコウモリ等、希少な洞窟性コウモリの生息が確認されています。
- ・島はほぼ全周囲をサンゴ礁（裾礁）に取り巻かれており、田皆岬では隆起サンゴの海蝕崖が、大津勘の海岸にはビーチロックが発達しています。フーチャでは隆起サンゴ礁海岸の洞窟からの潮吹き現象がみられます。
- ・海岸には、アダン、オオハマボウなどの海岸植生が残されており、田皆岬や国頭岬周辺では顕著な琉球石灰岩地の荒原植生がみられます。また、海岸各所でウミガメの観察ができます。
- ・大山では奄美群島で沖永良部島にしか成立していないアオバナハイノキースダジイ群集がみられます。
- ・暗川<sup>くらがわ</sup>、ホー、ガジュマル等の防風林、集落の石垣など、隆起サンゴ礁の島の地形的特徴を反映した、人の暮らしと自然との関わりを示す要素が多数存在します。
- ・農業を主要な産業とする地域であり、他の島と比べて耕地面積の割合が高く全島のほぼ半分を占めています。大山山麓では、余多川や湧水を利用したタイモ田が広がり、昔ながらの畑地景観が維持されています。

##### ②利用の現状

- ・平成26年の年間入込客数は約8.3万人であり、月別には8月の入込が多い傾向にあります。
- ・観光利用は、田皆岬やフーチャの風景探勝、昇竜洞見学といった周遊利用が主要な形態と考えられます。
- ・鍾乳洞利用については、「昇竜洞」のみが一般開放されており、年間約1万人の利用者が訪れています。
- ・近年、鍾乳洞のガイドツアーが全国的に注目を浴びており、参加者が急激に増加しています。一方で、知識や装備がないままに入洞する一般客の事故や、経験・技術の低い利用者がガイドを利用せずに入洞し鍾乳石を踏み荒らすなど、無秩序な利用による安全・保全面への影響が懸念されています。
- ・海域の主な利用形態としては、屋子母や湾門などにおける海水浴及び島沿岸部でのダイビングが挙げられます。ダイビングにおける主な観察対象はサンゴ、ギンガメアジ、ウミガメ、イソマグロ等です。冬季には知名港沖でギンガメアジの大群の観察、夏季にはサンゴや地形等を観察対象とした利用が多くみられます。また、主に環境教育の一環としてウミガメ観察が実施されています。

## 5) 与論島

### ①自然・文化資源の現状

- ・与論はサンゴ礁の隆起により形成された低島であり、沿岸には奄美群島最大の礁湖を有するサンゴ礁（堡礁）が発達しています。品覇海岸沖などにはサンゴの被度が高い箇所がみられますが、サンゴ礁の多くは1998年の白化現象により死滅しており、現在は緩やかな回復の途上にあります。漁協やダイバーによるオニヒトデ・レイシガイ駆除やリーフチェックが行われています。
- ・海岸部には数多くの砂浜が存在し、美しい海水色とサンゴ礁の砂浜が特徴的な景観を呈しています。大潮の干潮時には大金久海岸沿岸に百合ヶ浜が出現し、美しい海浜景観を呈します。また、海岸沿いの隆起サンゴ礁の上にはアダン、オオハマボウなどの海岸植生が残されています。
- ・アジサシ類の繁殖地がみられるとともに、海岸線のほとんどでウミガメの産卵がみられ、広域移動性動物の重要な繁殖地となっています。
- ・与論島はほぼ全周をサンゴに囲まれた島であり、イノーでのいざり漁が盛んです、また、改葬の習俗が今もみられるなど、生活と海とのつながりが密接に保たれている地域です。これらの暮らし・風習は与論島の人々と自然との関わりを理解する上で重要な資源であると考えられます。
- ・与論島は奄美群島の最南端に位置しており、「与論十五夜踊り」など大和文化と琉球文化が融合した独自の文化が見られます。

### ②利用の現状

- ・平成 26 年の年間入込客数は約 5.5 万人であり、月別には 8 月の入込が特に多い傾向にあります。観光を主要な産業とする地域です。
- ・与論島の海岸・海域には群島を代表するサンゴ礁や白い砂浜が広がり、利用者の多くは非日常的な南国の雰囲気での海水浴や海辺の散策、グラスボートでの風景鑑賞、ダイビング、スノーケリング、シーカヤック等を楽しんでいます。また、与論城趾等の一般的な観光地の周遊利用等もみられます。
- ・ダイビングは主に島の北西側と南西側で行われています。北西部は魚影が濃く、南西側は特徴的な地形を観察するポイントが多くあります。
- ・近年、黒糖づくり体験等の体験型観光の受け入れ態勢づくりが進められています。

## 2. 推進の目的及び方針

前項の「自然資源等の現状と課題」及び次項の「島毎のエコツーリズムの目標」を踏まえ、奄美群島全体でのエコツーリズム推進の目的を下記のように定めます。

### 【奄美群島エコツーリズムの目的】

奄美群島の多様で固有性の高い自然及び自然と密接に関わってきた地域文化の保全・再生を図るとともに、各島の個性を磨き上げることにより、利用者に対して質の高い体験を提供するとともに、持続可能な地域づくりに貢献する仕組みを、群島が一体となって創りあげます。

奄美群島の類まれな自然や文化は、島の宝と言えます。この“宝”を「守り」ながら、「活かす」していくことで、地域を「興す」ことを目指します。

奄美群島のエコツーリズムでは、この「守る（資源の保全）」「活かす（観光振興）」「興す（地域振興）」ための取組を「愛の三角形」と呼びます。この3つの取組を島の実情に応じて、バランスよく進めていきます。

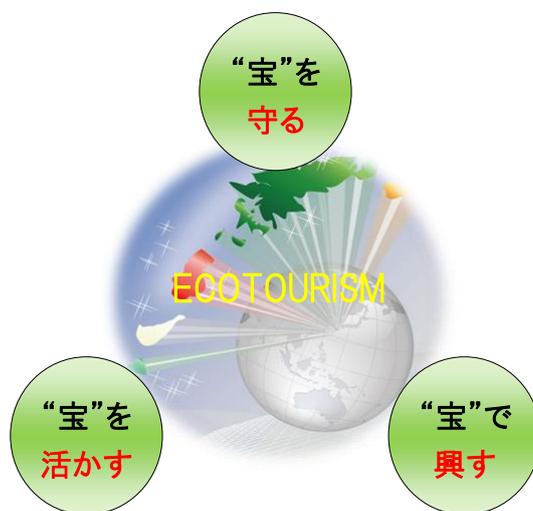


図-奄美群島エコツーリズムの愛の三角形

## 【奄美群島エコツーリズムの基本方針】

上記の目標に向けたエコツーリズム推進の基本方針を以下に示します。

### 方針1：地域主導によるエコツーリズムの推進

- ・自然環境の保全、観光振興、地域振興を適正なバランスのもとに実現するためには、奄美群島に暮らし、地域に責任を持つ地元関係者が主体となってエコツーリズムを推進することが重要です。
- ・地域の自然を、どのように活用し、地域にどういった効果をもたらすのか、といったエコツーリズムのデザインを地域自身で行うことで、エコツーリズムの実施に伴う正負両面の影響について、プラス面（地域への経済波及効果等）の最大化、マイナス面（自然環境への影響等）の最少化を図ります。

### 方針2：地域資源の再認識と共有化

- ・奄美群島には世界的に貴重な自然環境だけではなく、その自然と密接に関わる中で形成されてきた奄美独自の暮らしや文化がみられます。エコツーリズムの対象となる資源については、学術的な視点のみではなく、地域の住民が「大切に守り伝えていきたいもの」など、地域の視点からも抽出を行います。
- ・抽出した資源については地域で広く共有し、保全・活用方針を明確にすることにより、開発行為等を抑制し、「気づかないうちに滅失した」といった事態の回避を図ります。また、将来への継承が懸念されている年中行事などについても、抽出・活用を図ることにより、価値の再認識と維持継承のきっかけとなることが期待されます。
- ・エコツアーで「見せるもの」「見せないもの」は地域自らで判断します。

### 方針3：適正利用のルールづくり

- ・奄美群島では、エコツーリズムの基盤である自然環境や地域文化を保全するための共通認識と具体的な取り決めを明文化した「自主ルール」を策定・運用しており、地域の関係者が協力して自主ルールを遵守することにより、自然環境等の保全を図ります。
- ・自主ルールは、「成長し続けるルール」であり、資源の状態や利用状況に合わせて柔軟に見直します。また、自主ルールに基づく取組のみでは、自然環境や地域文化の確保が困難な状況が生じた場合には、強制力を持ったルール設定について検討します。

### 方針4：奄美群島独自の観光スタイルの確立とガイドの質の向上

- ・奄美群島の自然や文化は、ガイドによる案内・解説のもとで、はじめて観察ができ、理解することが出来る資源も多く、エコツーリズムに適したフィールドといえます。また、奄美大島や徳之島などにはハブが生息しており、ハブの存在により自然が守られてきたという側面もありますが、そういった自然を安全に利用し、理解するためにもガイドの必要性が高い地域です。
- ・今後の国立公園化、世界自然遺産登録による利用者の増大を一過性のものとはせず、継続的に維持するためには、来訪者が奄美群島の「類まれな生物や文化」を実感できるような、奄美

独自の観光スタイルの確立が必要です。

- ・森林や集落でのエコツアーは、奄美群島ならではの体験型活動として今後注目を集めると考えられます。その際に、適切な安全管理のもと質の高い自然体験等を提供し利用者の満足度を高めることが必要で、ガイドの資質が非常に重要です。
- ・そのため、ガイドの能力向上を支援する取組を促進し、ガイドの資質を担保するための登録認定制度を導入します。

#### **方針5：地域の総合産業としての観光の推進**

- ・エコツーリズムの取組により持続的な地域経済を構築するためには、観光による経済効果を他の産業へと広く波及させる取組が必要です。
- ・観光客にとって自然環境のみではなく、自然との関わりから生まれた文化や生業も大きな魅力であり、農林水産物、大島紬等の伝統工芸、豊かな食文化等を活用し、総合産業としての観光を目指します。そのため、第一次・第二次産業や集落への波及効果を生むためのプログラムと特産物の開発を推進します。

#### **方針6：エコツアーガイドと地域（集落・産業）との連携**

- ・自然と人との関わりから生まれた暮らしや営みを学び、体験するためには、実際に自然と対峙しながら生業を営む農林漁業者や集落の住民自らが案内することで、より深い奄美の理解へとつながる場合が多いと考えられます。
- ・そのため、エコツアーガイドと農林漁業者や集落ガイドが連携・棲み分けを図り、より魅力的なツアーを創りだします。その際にエコツアーガイドは、参加者のニーズを踏まえ、現地の案内人と参加者のコミュニケーションを円滑に取り持つ役割を果たします。
- ・なお、集落の案内等に関しては利用者の増加による住民の生活への影響等も懸念されることから、事前に利用方法に関する取り決めを行います。

#### **方針7：地域や環境保全への貢献**

- ・奄美群島のエコツーリズムでは、自然の恵沢の享受と自然への負荷の観点から、エコツアーガイド等の観光事業者が、自然地域等の利用によって得られた利益の一部を、自然環境の保全や地域社会に還元する仕組みを検討します。
- ・直接的な利益還元だけでなく、外来種駆除等の保全活動への参加、知識や情報を活かした環境保全へのアドバイス、モニタリング調査への協力など様々なかたちでの利益還元も推進し、自然地域を活動の場とする観光事業者としての責任を果たします。
- ・上記の取組は「自然環境保全に積極的な地域」として観光地としてのブランド価値を高めることにもつながります。

#### **方針8：順応的管理による取組の質の向上**

- ・エコツーリズムの理念である環境保全、観光振興、地域振興の実現に、エコツアーが寄与しているかを把握するため、利用による地域資源への影響、利用者の満足度、地域への経済効果等についてモニタリングを行い、点検評価の結果に応じて、資源管理や利用方法の改善を行います。

- ・エコツーリズムは、ツアーの実施、点検・評価、見直しのプロセスを通じて、地域内のつながりが強まり、新たな関係者が増えて地域が活性化するといった効果も期待されます。点検評価の結果や利用者の声を次の取組に反映させ、継続的に改善していくことを繰り返し、取組の質や地域の力を高めていくスパイラルアップの考え方が重要です。
- ・また、世界自然遺産登録などを契機として、地域を取り巻く状況が大きく変化することも想定されるため、取組や方法を理念に沿って柔軟に見直していく仕組みが重要であり、エコツーリズム推進協議会\*（以下、推進協議会という）がその役割を担います。

### 3. エコツーリズムを推進する地域

奄美群島のエコツーリズムを推進する地域（奄美群島エコツーリズム推進全体構想\*の対象範囲）は、奄美群島全域及び周辺海域とします。

奄美群島では、古くから人と自然とが深く関わり調和してきました。奄美群島のエコツーリズムは自然だけでなく、人と自然との関係そのものを保全・活用の対象とすることから、各島とも島全体において取組を進めます。

奄美群島の島々は、形成過程、形態、規模が異なることから、それぞれに個性的な自然と文化を有しています。その多様性が奄美群島のエコツーリズムの魅力ともなり得ることから、各島の個性を活かした取組を奄美群島一体で推進していきます。

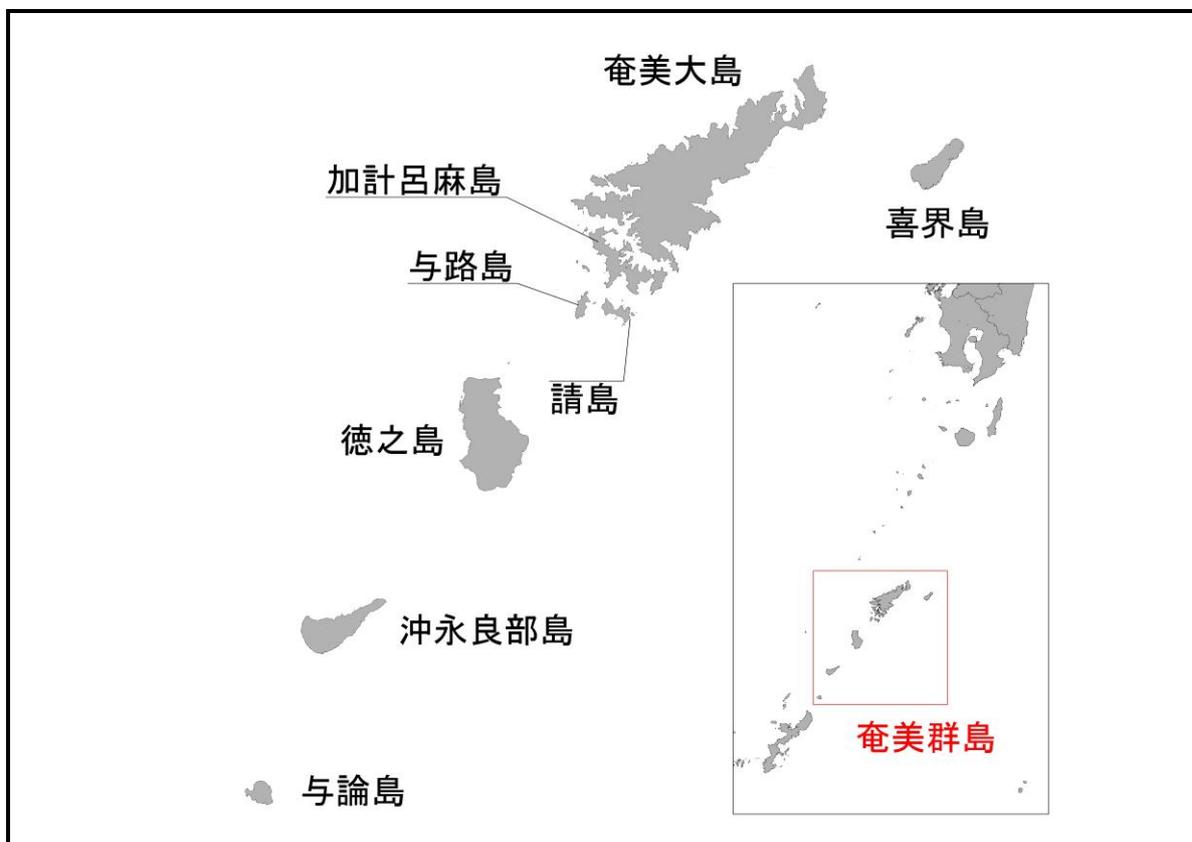


図-エコツーリズムを推進する区域（奄美群島全域）

## 4. 島毎のエコツーリズムの目標

---

以下に各島推進協議会で検討した、各島のエコツーリズムの目標（「宣言」及び「理想的な状態（例）」）を示します。「宣言」については、主に島外からの来訪者等に向けて島での体験や魅力を伝える「来訪者向けの宣言」と、主に島内の関係者や島の子供たちに対してエコツーリズムを通じた地域づくりの取り組みを提起する「地域向け宣言」の2通りを設定しています。

また、「理想的な状態」については、「守る（資源の保全）」、「活かす（観光振興）」、「興す（地域振興）」という3つの観点から検討しています。

## (1) 奄美大島

### 【奄美大島エコツーリズム宣言（来訪者向け）】

#### 人も自然もマンディ！キョウデェ！ 古代が息づくホッと島

奄美大島には、森を飛び交うルリカケス、古代から生き続けるアマミノクロウサギなど生命の不思議さ・楽しさを感じさせる生き物が多くいます。また、自然と人が深く関わった独特の暮らしや個性的な島人など、島の魅力が「マンディ」(たくさん) あります。

島では、人と人のつながりが大切にされていて、一度知り合うと「キョウデェ」(兄弟) のように付き合うことも珍しくありません。島人との交流を通じて、島のあたたかさや、故郷のような雰囲気を感じてもらえるかもしれません。

奄美大島の魅力は、このような多様性に富んだ人と自然であり、その魅力を大切に守りながら、来訪者とともに楽しみ・実感できる機会を提供します。

### 【奄美大島エコツーリズム宣言（地域向け）】

#### 海に浮かぶ森と水の島 ～風が走り空気が香る～

サンゴの美しい海に浮かぶ奄美大島は、深い森と水の島でもあります。アマミノクロウサギなど、世界中でここにしかない動植物がみられるなど生命にあふれる島です。目に見えない風景も魅力です。風が吹けばブロッコリーのような照葉樹の森が揺れ、季節ごとの花々の香りを感じることが出来ます。また、豊かな自然の恵みに育まれた島の暮らし・生業や島の唄や踊りなどの文化も大きな魅力です。

奄美大島のエコツーリズムは、これらの島の宝について島人がまず認識し、人と自然とが上手につきあいながら、将来まで守り継ぐための仕組みについて、地域が一体となって創りあげます。

## 【奄美大島のエコツーリズムの理想的な状態（例）】

### 守る（資源の保全）

- ☆自然観察のためのルールやマナーが広く普及し、自然に配慮した観光が行われている。アマミノクロウサギの交通事故が無くなっている。
- ☆住民が地域に対して誇りをもっている。住民の自然を守る意識が高く、町や周辺がきれいに保たれている。
- ☆美しい砂浜がいつまでも保たれている。
- ☆集落や市街地の景観が保たれている。
- ☆ケンムンが出没する場所など、昔の言い伝えが残る場所が大切に守られている。
- ☆外来生物に関する取組の必要性が広く普及し、外来生物の防除、侵入の未然防止対策等が実施され、奄美大島固有の動植物が残されている。

### 活かす（観光振興）

- ☆集落住民の生活に配慮した形で、観光客が集落内の散策を行っている。そのことにより、集落にも経済的な効果が生じる仕組みが出来ている。（サービス精神が経済に結びつく仕組みができる）
- ☆農業と観光が連携し、双方が元気になる。
- ☆優秀なガイドが100人以上いて、質の高いプログラムが展開されている。
- ☆海のガイド、森のガイド、集落の案内人の意思疎通が図られている。
- ☆シマの古老が、シマの宝を案内している。元気な高齢者が増える。
- ☆住民一人一人の特技が、プログラムとして活用されている。おじいちゃん、おばあちゃんの活躍の場がある。
- ☆観光客が奄美大島での体験に満足し、心豊かに帰っていく。
- ☆観光客が増えても、地域が無理なく受け入れることができる。
- ☆観光客と地域とが、長く付き合っていく。
- ☆島の「めぐみ」を守り、特産品などに活用する。

### 興す（地域振興）

- ☆島人が有形・無形の島の宝に気づく。観光客に対して、島の良さを自慢することが出来る。
- ☆島口、島唄や集落などの伝統文化が若者に継承されている。伝統文化を通じて観光客と住民が交流する。
- ☆子供たちが自然に興味を持って、自然観察などを楽しんでいる。
- ☆奄美の食材を使った料理が、どこでも食べることができる。
- ☆行政と住民がしっかりと話し合いながら、取組を進めている。関係者みんなで情報の共有が出来ている。
- ☆自然を守ることで、収入・雇用が生まれる仕組みが出来ている。雇用が生まれ、若者が島に帰ってきやすくなっている。人口減少に歯止めがかかる。

## (2) 喜界島

### 【喜界島エコツーリズム宣言（来訪者向け）】

#### 喜婦人の作法伝えます ～「喜界島」という生き方～

喜界島は、若い島で土壌中のミネラルが豊富と考えられることから健康の島、美味しい島と言われています。また、阿伝の集落景観など派手さはないものの美しい風景も特徴的であり、総じてオオゴマダラに象徴される「貴婦人」の島ということも出来ます。

喜界島ではサンゴの石垣や湧水、防風林など喜界島の特有の自然のもと成立した人の暮らしや営みがみられます。これらの私たちの日常の暮らしや基幹産業である農業自体をツーリズムの対象として、喜界島の作法ともいえるべき、島人と自然との節度ある関わり方を伝えていきます。

### 【喜界島エコツーリズム宣言（地域向け）】

#### 昇り続けるアツい島 さらなる成長を約束します！

喜界島は、隆起を続けるサンゴ礁の若い島で、隆起サンゴの島の独特な自然や、その自然と深く関わる暮らし・文化があります。これらの足元にある島の良さを、子供から大人まで島人一人一人が見つめなおし、語り合うことで将来まで引き継いでいきます。

また、これらの自然や文化を活かして来訪者と交流することで、ここでしか味わえない体験を提供するとともに、地域も元気になり成長していきます。

## 【喜界島のエコツーリズムの理想的な状態（例）】

### 守る（資源の保全）

- ☆道ばたにゴミがない。
- ☆海の透明度が高い状態で保たれていて、喜界島のダイビングが注目される。
- ☆湧水や史跡などが大切に保たれている。湧水の水を飲むことが出来る。
- ☆石垣の保全・再生などの取組を通じて、集落景観が保たれている。
- ☆島民の環境意識が高まり、自然保護に関わる人が増えている。

### 活かす（観光振興）

- ☆「よんよーり喜界島」など島の観光案内が充実している。たくさんの若者がシマあるきガイドになっている。
- ☆宿の主人やタクシーの運転手が観光案内することができる。
- ☆島の基幹産業である農業をテーマとした体験プログラムが盛んに行われている。
- ☆島独自の自然や文化を大切にし、来訪者が喜界島に来た実感が持てる。
- ☆島民があたたかく来訪者を迎えている。

### 興す（地域振興）

- ☆島の良さを島人が理解している。自信を持って故郷を語る若者が増えている。子どもたちが島の自慢を10コ言える。
- ☆子供たちが郷土芸能を継承し、年中行事が活発に行われている。島の八月踊りや棒踊りなどが集落行事として継承されている。
- ☆郷土料理を食べる機会が増える。
- ☆来訪者との交流を通じて、島人が元気になっている。
- ☆自然や文化の保全や活用のために行動する人が増える。

### (3) 徳之島

#### 【徳之島エコツーリズム宣言（来訪者向け）】

**濃縮還（環・歓）元！徳之島**  
**～必ず見つかるアナタの探しモノ～**  
**奄美群島独り占め！**

徳之島には、アマミノクロウサギを代表とした希少な動植物が育つ照葉樹の森、美しく恵み豊かなサンゴ礁と砂浜、海岸の断崖や鍾乳洞、数多くの遺跡、闘牛、島唄と踊り、長寿・子宝など、身近な所に、奄美群島のあらゆる魅力が濃密に凝縮され、存在しています。

これらの多様な島の宝を、地域の環で大切に守り、楽しみながら活かしていくことで、来訪者に歓びを提供し、その利益を地域へと還元することで、元気な地域社会創りを目指します。

#### 【徳之島エコツーリズム宣言（地域向け）】

**私たち「オトナ」は、島での昔の遊び方を伝えます**  
**～アソビはマナビ～**

島のおじいちゃん、おばあちゃんは、子どもの頃、ソテツや竹や木の枝を使っておもちゃをつくったり、ガジュマルの樹に登ったり、身近な自然を上手く使って遊んでいました。昔の子どもは遊びそのものや、遊びの準備を通して自然と触れ合うことで、生きる知恵を学んできたとも言えます。このような昔の遊びや暮らしの知恵を見直し、体験し、伝えることで、島の自然や自然と深く関わる暮らしや文化を、未来世代へと引き継いでいきます。

## 【徳之島のエコツーリズムの理想的な状態（例）】

### 守る（資源の保全）

- ☆アマミノクロウサギなど徳之島の固有の動植物が残されている。
- ☆美しいサンゴの海やウミガメの上陸する海岸が保全されている。
- ☆山、川、海岸にゴミが散乱しておらず、きれいに保たれている。
- ☆水辺で遊ぶことが出来る。
- ☆サンゴの石垣などの集落の景観が美しく保たれている。島民の景観への意識が高まっている。

### 活かす（観光振興）

- ☆自然や地域文化を熟知したガイドがいて、観光客に徳之島ならではの体験を提供している。
- ☆観光客が徳之島の魅力を満喫し、リピーターが増加している。
- ☆島民それぞれが得意なことを活かした活躍の場があり、観光客と交流できる機会が多くある。
- ☆民泊の受け入れ態勢が充実し、島民と観光客との交流が盛んになっている。
- ☆島の美味しいものや特産品を食べたり、買えたりする場所が多くある。
- ☆徳之島のエコツーリズムが注目されて、観光客が増加している。そのため、就業場所や農業所得が増え、人口が増加している。

### 興す（地域振興）

- ☆お年寄りが語り部として活躍している。
- ☆観光客との交流を通じて、おじいちゃん、おばあちゃんが元気になっている（いきがよいになる）。元気な100才がたくさんいる。
- ☆アマミノクロウサギと農業が共存している。（農家にもメリットがある仕組みが構築されている。）
- ☆身近な島の「宝」について、島民がしっかりと認識している。
- ☆集落案内や地場産品の販売などを通じてシマにお金落ちる仕組みが出来る。
- ☆島唄をうたえる島民が多くいる。島口が広く使われるようになっている。
- ☆徳之島を愛する人が多くいる。
- ☆子供がたくさんいる。島を出た若者が帰って来ていて、島が元気になっている。

#### (4) 沖永良部島

##### 【沖永良部島エコツーリズム宣言（来訪者向け）】

あなたの故郷ふるさと作ります  
～いつでも OK!noeLove ～

沖永良部島は隆起したサンゴの島で、迫力のある海岸の断崖、透明度の高い海と砂浜、地底の神秘を感じる鍾乳洞など、美しい自然に恵まれており、暗川やホー（井戸）を大切にするなど、隆起サンゴの島特有の自然と関わる暮らしも特徴的です。

また、沖永良部島は「人情豊かな島」といわれており、島人との交流が旅の大きな魅力となります。そのため島の自然や文化を通じて来訪者と島人が交流できる機会を創出し、「また来たい」「また会いたい」と思われる魅力的な地域を目指します。

さらに、島の自然や文化を守り、再生していく取組を通じて、島の子供たちに島の良さを伝え、将来島を離れる子供たちが「帰りたくなる島」をつくりあげます。

##### 【沖永良部島エコツーリズム宣言（地域向け）】

私たちは島の美しさを誇れる心を引き継いでいきます。

隆起サンゴ礁の島である沖永良部島では、海食崖、鍾乳洞、サンゴの海などの美しい自然と、それらの自然と密接に関わる暮らし・文化がみられます。また、笑顔があふれる島人の暮らしも大きな魅力です。

私たちが誇りに思うこれらの「島の美しさ（自然・文化・人）」や「島らしさ」を将来まで大切に伝え、引き継いでいきます。

## 【沖永良部島のエコツーリズムの理想的な状態（例）】

### 守る（資源の保全）

- ☆ウミガメの産卵場が保全され、ウミガメ好きの聖地になっている。
- ☆海の透明度が保たれており、サンゴも保全されている。
- ☆島民一人一人が島の宝に気づき、浜辺の清掃や暗川・湧水・史跡の保全など、宝を守る取組が進められている。
- ☆集落の石垣が維持され、防風林が再生されるなど集落景観が美しく保たれている。

### 活かす（観光振興）

- ☆沖永良部のファンがたくさんいて、リピーターが増加している。
- ☆島の基幹産業である農業等を活かした体験型の観光が盛んになっている。
- ☆集落の隠れていた魅力が掘り出されて、来訪者との交流などを通じて集落が元気になっている。
- ☆各集落の名所を集落の人々が守り続けている。おじいちゃん、おばあちゃんが語り部として活躍している。
- ☆「人情豊かな島」として、来訪者と島民との交流が盛んになり、人に会いに来ることが目的の来訪者が増加する。

### 興す（地域振興）

- ☆島唄、島の言葉、各集落の祭りなどの島の伝統文化が保存・継承され、観光にも活用されている。
- ☆エコツアーのプログラムや飲食・宿泊施設において、地元産品を積極的に活用するなど、経済効果が地域全体に波及させる取組が広がっている。
- ☆島民が、それぞれの得意なことを活かした取組を行い、観光と関わっている。
- ☆子供への自然や郷土についての教育がしっかり行われていて、島民が住んでいる地域を誇りに思っている。
- ☆島が活力にあふれ、島を出た若者が「帰りたくなる島」となっている。
- ☆若者の働く場があり、UターンやIターン者が増えている。
- ☆人の暮らし・経済と環境との調和を目指した取組が進められている。
- ☆笑顔で生活する人が多くいる。

(5) 与論島

【与論島エコツーリズム宣言（来訪者向け）】

光がいっぱい！与論島

～人・海・空～

あなたも与論島で光のシャワーを浴びませんか！

与論島では、浜に立てば特筆すべき美しい海と空、白い砂浜を気のすむまで、ゆったりと堪能することができます。また、個性あふれる島人とのふれあいも大きな醍醐味です。これらの自然や人は島の「光」であり、与論島には素晴らしい「光」が数多く存在します。エコツーリズムの取組を通じて、島の「光」を大切に守りながら、来訪者が存分に体験できる機会を提供します。

【与論島エコツーリズム宣言（地域向け）】

「でーばーまーじん うんかていいかん！」

～誇れるふるさと与論島の自然と誠を繋ぎます～

海も緑も人も美しい与論島。この島に生まれたことに感謝し、先祖から受け継いできた自然や伝統文化、誠を大切にする島の心を未来へと引き継いでいきます。また、来訪者には、豊かな自然や人に囲まれて過ごす幸せを提供します。

「でーばーまーじん うんかていいかん！（さあ一緒に、海に行こう）」は、島の自然に直接触れて、自然や暮らしを学ぶ、与論島のエコツーリズムへの参加を呼びかけるものです。

## 【与論島のエコツーリズムの理想的な状態（例）】

### 守る（資源の保全）

- ☆サンゴの海の保護と再生の取組が進んでいる。かつて多くみられたウマヌパナなどの魚やシピダ（海ブドウ）がたくさんみられるようになる。
- ☆島民の努力により、ゴミのポイ捨てや廃棄物が少なくなっている。浜辺にゴミがない状態が保たれている。
- ☆防風防潮林、屋敷林、防風垣などを再生し、緑があふれる島となっている。

### 活かす（観光振興）

- ☆与論島の自然や文化を堪能できるプログラムやコースが開発されている。
- ☆民泊による受け入れ態勢が充実し、与論ならではの暮らしと文化をじっくりと味わうことができる。
- ☆ジオパークの取組が活発になり、島の地形や地質への理解が進んでいる。
- ☆お年寄りが、昔の遊びやものづくりを教え、島の自然や暮らしを学ぶことができる。
- ☆幼小期からの一貫した島立ちの教えにより、島民が皆ガイドのように来訪者を案内することができる。

### 興す（地域振興）

- ☆島民皆がユンヌフツバ（与論の方言）も話すバイリンガル生活を送っている。
- ☆子供からお年寄りまで、ゆとりをもって自然と共生しながら暮らしている。
- ☆若者達の仕事がうまれている。
- ☆島民が地元を愛し、自慢をする島となっている。

## 第2章 対象となる自然観光資源

### 1. 自然観光資源抽出の考え方

#### (1) 自然観光資源について

エコツーリズム推進法\*において、「自然観光資源」とは以下のように定義されています。

##### 第二条 (定義)

この法律において、「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 二 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

「エコツーリズム推進全体構想」は、どのような自然観光資源を対象に、どう守りながら(ルールの設定)、どんなガイドンスやツアーを展開し、環境への影響をどうモニタリングするか等についてとりまとめるものです。

**自然観光資源の検討・抽出は、エコツーリズムの対象となる地域の宝さがし・宝磨き**と言える作業であり、エコツーリズム推進全体構想策定の基本ともいえます。

#### (2) 奄美群島における自然観光資源の抽出

奄美群島におけるエコツーリズムの対象は、世界的にも貴重な亜熱帯照葉樹林とそこに生息・生育する動植物、サンゴ礁地形の発達した海岸、それらの自然と密接に関わって形成された暮らし・文化などであり、有形・無形の資源からなります。これらの資源については、**学術的な視点のみではなく、地域の住民が大切に守り伝えていきたいものなど、地域の視点からも検討**します。

奄美群島には、周辺の自然と一体となった生活や集落空間、行事などがみられ、これらは奄美の人々と自然との関わりを学ぶための重要な資源と考えられますが、近年の社会経済状況の変化により地域の中でも存在が薄れて将来への継承が懸念されている状況もみられることから、**自然観光資源の抽出・活用を通じて、それらの資源が保全継承されることが期待**されます。

本構想では自然観光資源を次表のとおり区分して整理することを想定します。

表一 自然観光資源の分類（案）

区分	対象
動植物の生息地または生育地 その他の自然環境に係る観光資源	動物 植物 動植物の生息・生育地 地形・地質 自然現象 自然景観
自然環境と密接な関連を有する風俗慣習 その他の伝統的な生活文化に係る観光資源	遺跡・史跡 集落空間や信仰に関わる場 （リーフ～集落～神山～段々畑～自然林等） 生産・採取・産業に関わる場 （いざり、サトウキビ畑、大島紬、塩田 等） 民俗・伝承 （島の唄と踊り、年中行事、伝承、島口、食 材・料理、自然資源利用の慣習、ケンムン 伝説等々）
その他の観光資源	建築物、観光施設・博物館 等

## 2. 各島の自然観光資源

各島の自然観光資源は巻末リストのとおりです。このリストについては、地域の宝さがしの取組などの状況も踏まえて、定期的に更新を図ります。

また、このリストをもとに、例えば、自然と人間の関わりを季節などの時間軸で表現する「フェノロジー・カレンダー※」を作成すること等を通じて、自然観光資源の利活用方策の検討に活かすことが期待されます。

さらに、奄美群島では現在、奄美群島文化財保護対策連絡協議会により、地域固有の文化的資源を総合的に把握する「奄美遺産」の取組が進められています。自然観光資源の把握や保存・活用については、「奄美遺産」の取組とも連携し進めていきます。

徳之島のフェノロジーカレンダー（島の「宝」こよみ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気 候	日最高気温	18.3℃	20.3℃	22.8℃	25.6℃	28.1℃	31.3℃	31.4℃	30.3℃	27.3℃	23.7℃	19.9℃	
	日最低気温	12.0℃	12.3℃	14.1℃	16.7℃	19.8℃	25.9℃	25.7℃	24.3℃	21.2℃	17.9℃	13.9℃	
	降水量	115.7mm	111.5mm	175.8mm	177.0mm	186.0mm	140.0mm	177.7mm	167.1mm	162.9mm	118.4mm	94.3mm	
	平均風速	2.8m/s	2.9m/s	3.1m/s	3.1m/s	3.0m/s	2.9m/s	3.0m/s	3.4m/s	3.3m/s	3.2m/s	3.0m/s	2.7m/s
	台風								シーズン				
伝 統 文 化 ・ 行 事	梅雨				シーズン								
	若水汲み		マンキヤ遊び					手タムチホリ	下久志十五夜	トケルミ		もちつき	
	初日の出登山	マンキヤ遊び		田植え祭り	黒糖祭り		ムチホレ	ミハマクマシ	イッサンサン	ウヤホージミ		砂替え	
	先祖まつり	月祭り	田植え祭り	田植え唄	月祭り			井之川浜下り	豊年祭	トウナガ			
農 業	正月唄			海開き				夏目踊り	月祭り				
	闘牛(初場所)				闘牛(春場所)			夏目踊りの唄		闘牛(秋場所)			
	サトウキビ			植え付け(春)				ネンケ					
	ぼれいしよ			収穫								収穫	
	かぼちや												
	さといも			収穫									
	にがうり			植え付け									
	ごま												
	落花生			植え付け									
	マンゴー												
	たんかん												
	ぼんかん												
	パパイヤ												
	さく												
	ソリダゴ												
	幸	海・川											
		山											
山菜(たらの芽)													
山													
山菜(たらの芽)													
きくらげ													
山菜(たらの芽)													
きくらげ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													
野いちご													
ヤマモモ													
クワの実													



## 第3章 エコツーリズムの実施方法

エコツーリズムの実施方法として、「ルール」「ガイドランス及びプログラム」「モニタリング」について取組の方法を以下に示します。

### 1. ルール

奄美群島におけるエコツーリズムを健全な形で継続していくため、**自然観光資源の保全、利用者の体験の質の確保、地域住民の暮らしの保全等のためのルール**を設定します。ルールは**エコツーリズム推進協議会やエコツアーガイド等のエコツアー実施者、エコツアー参加者等の観光客を対象としたものに加えて、エコツアーフィールドの保全及び魅力向上に向けて地域内の取組を対象としたものも設定**します。

ルールの設定とルールに基づく地域の取組により、自然観光資源の保全と適正な利用が実現されるとともに、それらの地域の取組が観光客等にも伝わり、他とは異なる貴重な観光地としてのブランドイメージの醸成にもつながることが期待されます。

#### (1) ルールの策定・運用の考え方

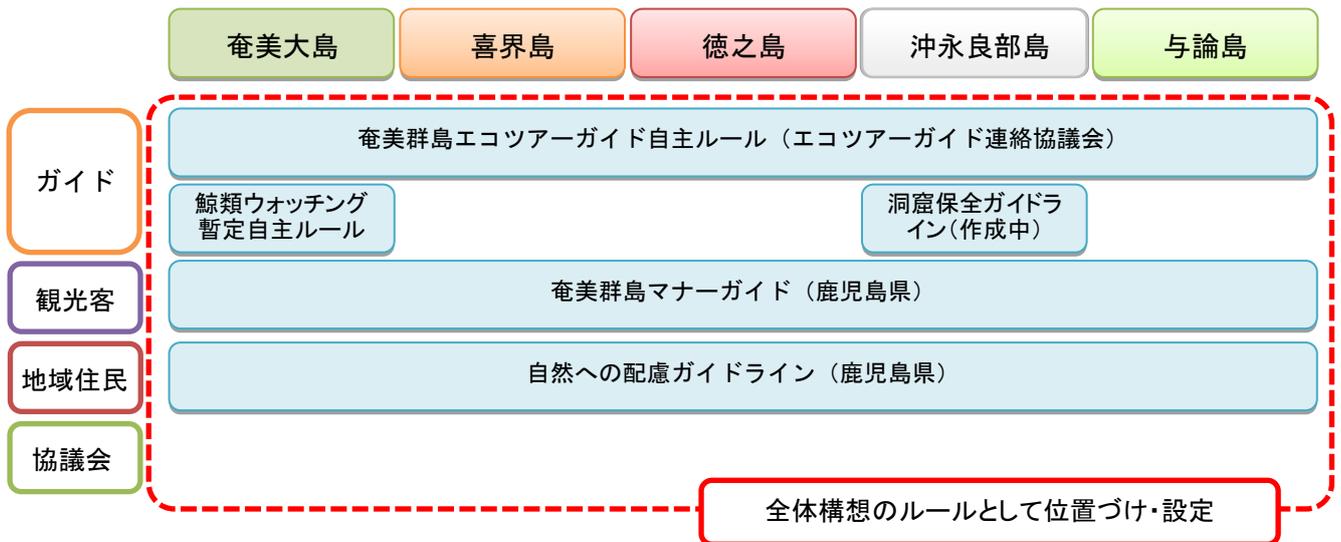
##### 1) ルールによって保護する対象

以下の分野を対象としてルールを設定します。

- ・自然環境
- ・地域の文化や生活
- ・エコツアーの質及び安全管理

##### 2) エコツーリズムに関する既存ルールの策定状況と全体構想における位置づけ

奄美群島のエコツーリズムに関するルールとしては、エコツアーガイドの行動規範を示した「奄美群島エコツアーガイド自主ルール（エコツアーガイド連絡協議会, 平成 24 年）」、地域住民の環境配慮事項を示した「奄美群島版自然への配慮ガイドライン（鹿児島県, 平成 22 年）」、観光客の配慮事項を示した「奄美群島マナーガイド（鹿児島県, 平成 24 年）」が策定されています。また、奄美大島周辺の海域におけるクジラやイルカ観察のための「鯨類ウォッチング暫定自主ルール（奄美クジラ・イルカ協会）」が策定されています。さらに、沖永良部島の洞窟利用に関しては、現在「洞窟保全ガイドライン」の改正に向けた検討が進められています。奄美群島におけるエコツーリズムはこれらのルールに基づいて推進します。また、ルールの運用等に関する推進協議会の役割・活動に関する取り決めも設定します。



図ーエコツーリズムに関する既存のルール及び全体構想におけるルールの範囲

### 3) ルールの策定・運用の考え方

ルールには一般的に、「罰則規定を設ける強制的なもの」と「内発的な取組として関係者間の意識啓発によって実施するもの（紳士協定としての自主ルール等）」があり、上述のルールは後者にあたる自主ルールです。まずは自主ルールに基づく活動を関係者が協力して実践していくこととし、必要に応じて強制力を持ったルールの設定（特定自然観光資源の指定等）を検討します。

#### ■奄美群島のエコツーリズムに関するルール運用の考え方

- ルールは、一度作ったら決定というものではなく、**資源の状態に合わせて柔軟に見直すなど「成長し続けるルール」とする。**様々な人に意見を聞き、賛同を得ると同時に、ルールの幅も広げていく。
- 罰則や強制力は持たないルールでも、**地域の関係者が協力して実践することで強制力を持たせる以上の実績を積み上げるものとする。**
- 自主ルールに基づく取組のみでは、自然観光資源や地域文化・生活の保全、利用体験の質の確保が困難な状況が生じた場合には、特定自然観光資源や市町村の条例など強制力を持ったルール設定について検討する。

### (4) ルールを適用する区域

奄美群島のエコツーリズムは、地域全域の自然観光資源を対象に多様なエコツアーを行うことから、ルールを適用する区域は奄美群島全域とします。

## (2) ルールの内容

### 1) ガイドなどエコツアー実施者のルール

奄美群島エコツアーガイド自主ルール《集約版》（本編は参考資料参照）

#### 対象分野

自然全般（山、川、海、森、野生生物、エコトーンなど）、歴史、文化、産業、生活など

※文章中の“アマミ”とは、奄美群島の自然や野生の生きもの達、歴史、文化、産業、人々の生活など全てのものを、1つの“いきもの”としてとらえて称しています。

- (1) “このルールに賛同する”というグループで実践していくもので、強制的に加盟させるものとはしない。
- (2) 一度作ったら決定というものではなく、成長し続けるルールとする。いろいろな人に意見を聞き、賛同を得ると同時に、ルールの幅も広げていく。
- (3) ルールは罰則や強制力は持たないが、各ガイドが実践することで強制力を持たせる以上の実績を積み上げるものとする。

#### 目的

- (1) 奄美群島で観光ガイドをする際に、その自然や歴史、文化等を破壊せず、守り、育むための基本的な考えをまとめるものとする。
- (2) ルールやマップなどを基に、自然環境保護への配慮、観光産業と地域振興へのあり方などについて関係機関と連携し融合を促すものとする。

私たち奄美群島エコツアーガイドは

ガイドを通じて、奄美群島のおもしろさ・すばらしさ・大切さ・危うさを伝えていきます！  
奄美群島の自然や歴史、文化を、ツアー参加者の皆さんと一緒に守り、育てていきます！  
アマミ（※）に負担をかけないガイドを通じて、心に残るすばらしい旅のお手伝いをします！

奄美群島エコツアーガイドに参加すると・・・

収益の一部は、アマミの自然や歴史、文化などを守るために使われます。

この分配基準については、各島ガイド組織の会議で協議する。

“地域の魅力”を紹介することで、地域の人たちもまるごと元気になります！

時にはツアー参加者や地域の皆さんも一緒に、アマミを守り、育むために汗を流します。

ビーチクリーンや外来種の駆除など、ぜひご参加ください。

奄美群島エコツアーガイドのルール

私たちがガイドを行う時は、各フィールドで次のことに注意しながら行います。

もちろん一般のガイドと同様に、安全面にも留意し、楽しく快適な旅をご提供します。

#### PR方法

- (1) 印刷物（チラシA3両面、ポスターA2）を空港や店頭、各観光施設、行政、商店などに配布し、群島民へのPRと同時にツアー参加者へPRしてもらう。
- (2) 別に賛同した団体等の一覧表を差し込むものとする。
- (3) 新たな賛同者も随時募集する。
- (4) 各協力者のホームページやSNSを活用する。
- (5) 観光案内所、行政のホームページに掲載してもらう。

### 《奄美群島エコツアーガイド心得》

奄美群島は、山が多く河川が流れる島、起伏が少なく地下水系が発達した島などが存在し、地形・植生・そこに見られる生き物など多様で独特な自然を有しています。また、そのような自然環境と気候・風土に裏付けられた伝統的文化を築き上げてきました。

私たち「奄美群島ガイド」は、優れた奄美群島の自然の中でガイドという仕事を通じて多くの人々に奄美の自然や文化のすばらしさを紹介し、理解していただくことで、自然と共生する島づくり、並びに貴重な自然環境の保全に寄与しているという誇りを持って、エコツーリズム憲章を尊重し、次の心得に基づいて活動します。

- 一 奄美群島エコツアーガイドとしての「責任」を持って、奄美群島の自然環境の保全に努めます。
- 二 奄美群島エコツアーガイドとしての「自覚」を持って、奄美群島の自然を通して自然のすばらしさ、大切さを伝えていきます。
- 三 奄美群島エコツアーガイドの「役割」として、地域に根ざした活動を行います。

### 《奄美群島エコツアーガイド共通ルール》

- (1) 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- (2) 警報発令中はもちろんのこと、津波・竜巻注意報や台風・地震による注意報発令時には、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。
- (3) ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。
- (4) 奄美群島における環境保全関係法令等を遵守する。
- (5) 特定資格を必要とする活動（スキューバダイビング等）については、資格を有しない者は行わない。
- (6) 各集落の水源の取水口箇所より上流（約一キロ）の沢での活動は行わない。
- (7) 水場の上流を汚さない、踏み込まない、水質汚染防止に留意する。
- (8) ガイドを行う際、事前にトイレのある場所を確保し、そこで済ませる。どうしてもトイレのないところで用を足すときは、湿原、水場、沢、美観地区を避け、トイレのある場所に移動する等各々で処置をとり、環境を保全する。
- (9) 怪我、事故には、ガイド同士協力し合って対処する。
- (10) 野生生物に餌を与えない。
- (11) 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用の協力を促す。
- (12) 山に動物を連れて行かない。（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く。）
- (13) ガイドの活動する地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情が発生しないよう、事前の理解を求めるようにする。

## 2) エコツアー参加者等の観光客のルール

「奄美群島マナーガイド」(鹿児島県 平成 24 年 3 月) <要約> (本編は参考資料参照)

### トレッキング・ハイキングでの注意点

#### 1) 携帯が通じない

山の中では、携帯電話が通じる場所はほとんどありません。万一トラブルになった場合、助けを呼ぶことも難しい場所ですから十分注意をしてください。

#### 2) 脱輪の危険あり

奄美大島や徳之島の林道は道幅が狭く、脱輪の危険があります。未舗装の林道も少なくありません。草木が道路に突き出したところが多いので、車を傷つける可能性もあります。そのため、レンタカー会社のほとんどは、林道への乗り入れを禁止しています。

#### 3) トイレは済ませて

山には、トイレや駐車場はありません。

#### 4) 生きものは「見る」だけ

奄美群島のめずらしい生きものや植物の多くは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「自然公園法」、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」などによって守られています。これらの法律や条令で指定された動植物を捕獲採取した場合、罰則が科せられます。もし、めずらしい生きものをつかまえたり、植物を採取している人を見かけたら、すぐに次の機関にご連絡ください。(名瀬保健所または各市町村役場)

#### 5) ガイドと一緒に安全に楽しもう

奄美大島では、ガイドが案内する自然体験型の観光「エコツアー」が楽しめます。安全のために、ガイドと一緒に自然を体験することをお勧めします。

#### 6) 請島・大山は入山申請が必要

請島の大山一帯は、野生動植物の保護のため、瀬戸内町条例により入山申請が必要です。また、地元管理人と同行することが定められています。大山は、瀬戸内町指定天然記念物のウケユリや固有亜種のウケジママルバネクワガタの生息地ですが、いずれも「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」の指定種であり、許可なく採取することはできません。

### 夜間のドライブでの注意点

#### 1) 動物の飛び出しに注意

奄美大島と徳之島では、アマミノクロウサギ等がはねられる事故が後を絶ちません。夜間は時速 20km 以下で走行し、安全運転を心がけてください。

#### 2) 夜間のドライブは控えましょう

真っ暗な夜道では、アマミノクロウサギのほかにも、ケナガネズミ、アマミヤマシギ、イボイモリなどの貴重な動物をひいてしまうこともありますので、夜間のドライブは控えましょう。

#### 3) こんな場所ではとくに注意

野生動物の交通事故は、とくに次のような場所でよく起こっています。

- ・スピードを出しやすい直線道路
- ・見通しのよくない急カーブ
- ・生きものの逃げ場がない切り通しの道路

### マングローブ林観察・カヌー利用・ウミガメ観察での注意点

#### 1) マングローブ林観察での注意点

基本的にマングローブ林の中には立ち入れませんが、カヌーでは間近に生きものを観察することができます。ただし、むやみに上陸してマングローブの根を踏みつけたり、大声を出して生きものを驚かさないようにしましょう。

奄美大島住用町のマングローブ林は、国立公園の特別保護地区に指定されており、動力船の使用や動植物の採取は一切禁止されています。カヌーや遊覧船に乗る際は、日差しが強いので帽子や飲み物を忘れないようにしましょう。

## 2) カヌー・シーカヤック利用の注意点

ガイドの案内に従ってカヌーを安全に楽しんでください。奄美群島には、島の宝である貴重な動植物が生息・分布しているので、むやみに上陸することは避けてください。必ずライフジャケットを着用し、水温・気温に適した服装や装備を身につけましょう。増水時や強風時、高波などの悪条件下でのカヌーやシーカヤック利用は危険です。

## 3) ウミガメ観察での注意点

5月から8月にかけて、アカウミガメ、アオウミガメが産卵のために上陸します。

砂浜に自動車を乗り入れると、卵や子ガメを踏みつぶす可能性がありますし、孵化した子ガメが自動車のタイヤの轍に落ち込んではい上がれなくなってしまうこともありますので注意してください。また、産卵時期にはライトをつけない、大声をたてないなどの配慮も必要です。

## 海水浴・ダイビング・スノーケリングでの注意点

### 1) 潮の流れが速い

遊泳禁止の看板がなくても、奄美群島のまわりは潮の流れが速いので注意が必要です。遊泳区域が決められている場合、区域外は速い流れがあったりします。また、漁場ということもありますので、魚介類は、採取しないようにしましょう。

### 2) 離岸流とは

岸から沖に向かって強い流れ（離岸流）が生じることがあります。これに乗るとどんどん岸から離れていきます。まっすぐ岸に戻ろうとしてもなかなか進みません。落ち着いて、岸と平行に移動し、流れを感じなくなったら、ゆっくり岸まで戻りましょう。

### 3) ひとりで行動しないで

海に入る時は、2人以上で行動しましょう。ひとりだけでは、思わぬトラブルが起こった場合に対処が難しくなります。

### 4) 海をよく見よう

海の様子は短時間で変わることがあります。風が強くなり、波が高くなってきたら、すぐに海から上がりましょう。

### 5) サンゴは宝

サンゴは動物ですが、少しさわっただけで折れることがあります。むやみにさわったり、足ひれで折ったり、傷つけないように気をつけましょう。

### 6) お酒を飲んだら

「お酒を飲んだら海に入らない、海に入るならお酒を飲まない」を徹底しましょう。

## 集落を散策するときの注意点

### 1) 自然と関わりの深い暮らし

奄美群島では古くから、集落を中心に前面の海と背後の山を一つの生活空間として農業や漁業を営んできました。また、自然は豊かな恵みだけでなく、台風などの被害ももたらすため、奄美の人々は海や山に神々の存在を感じ、自然を畏れ敬い接してきました。そうした自然と関わりの深い暮らしのなかから、例えばサンゴの石垣やガジュマル、フクギなどの防風林に囲まれた家々が寄り集まった、伝統的な集落景観も生まれました。また、浜下り、八月踊り、豊年祭など、自然からの豊かな恵みを祈ってきた伝統行事や島唄などが、今日まで息づいています。

### 2) 地元の人たちの生活を尊重してください

集落は奄美の人たちが普段の生活をしている場所です。集落散策などで訪れる場合、そこで暮らしている人たちの生活や伝統を理解し、尊重しましょう。「お邪魔している」という気持ちとともに、常に敬意を払いましょう。住宅敷地内への立入り禁止はもちろん、駐車場所にも注意が必要です。

## 危険な生き物

奄美大島、加計呂麻島、徳之島、与路島、請島には猛毒を持つハブが生息しています。ハブに咬まれないよう、道路の中央を歩き、不用意に草むらに入らないようにしましょう。夜は必ず懐中電灯を持って歩くこと。もしハブを見つけたら 1.5m 以上離れましょう。

### 3) 地域による環境配慮のルール

「自然への配慮ガイドラインハンドブック」(鹿児島県 平成 23 年 3 月) <要約>

(本編は参考資料参照)

#### **【海岸とサンゴ礁】: 奄美の海のため心がけましょう**

##### 1) 魚介類はルールを守って、獲りすぎない

魚介類を獲るときには、地域の漁協等のルールを確認し、ルールを守って獲りましょう。サンゴ礁や干潟は、イザリ漁や潮干狩りなどの場所として親しまれています。いつまでも漁ができるように、小さな魚や貝などは獲らないようにしましょう。また、一度に多くの量を獲らないようにしましょう。

##### 2) ウミガメを守ろう

ウミガメは、とても警戒心が強い動物です。5月から8月の産卵の際には、人やライトの光によって上陸が阻害されることがあります。産卵時期の夜の海岸の利用には十分に注意しましょう。ウミガメを守りながら観察するために、屋久島の永田浜ではウミガメを観察するルールを作っています。砂浜での遊びやウミガメの観察の際は、それらのルールを参考にして下さい。

##### 3) 海浜と陸地を行き来する生き物を守ろう

オカヤドカリは、普段は陸地で生活していますが、産卵が近くなると海辺に移動します。このように、陸地と海辺を行き来する生き物にとって海岸周辺にある林は、身を隠したり、休息する重要な場所となります。陸地と海岸の間に障害となるようなものを作らないことと同時に、少なくなっているアダン、オオハマボウ、ガジュマルなどの植物が生育する海岸を大切に残していきましょう。

##### 4) 海岸植物を守ろう

ヤギによって岩礁地帯に生育する固有・希少植物が食べられたり、食べられた跡の土地が崩れたりして問題になっています。必ずつないで、適正な管理に努めましょう。

##### 5) サンゴ礁を守ろう

サンゴ礁において船を停泊する際には、投錨(アンカリング)でサンゴを傷つけないようにブイを設置したり、一定の場所に碇を下ろすといった配慮に努めましょう。ダイビングやスノーケリング等の際、足ひれ(フィン)でサンゴを折ったり傷つけたりしないようにしましょう。

#### **【集落周辺】: 奄美の生活の場で心がけましょう**

##### 1) 希少野生動植物をとることはできません

溪流に生息・生育する両生類や植物には、法令や鹿児島県の条例などによって捕獲・採取を禁止されているものがあります。

##### 2) 普段、草刈りをしない場所で気をつけること

集落の周辺に希少な植物が生育している場所があります。草刈りの際には、状況に応じて、作業前に有識者から助言を得たり、下見をするようにしましょう。また、なかには直射日光が常に当たるようになると生育が困難になる植物もあります。可能な限り作業面積等を抑え、環境の変化を最小限にとどめましょう。

##### 3) 鍾乳洞や暗川を守ろう

鍾乳洞や暗川は、島の成り立ちや人と自然の関わりを示す島の宝物です。ドリーネ(すり鉢状のくぼ地)にゴミを捨てると、地下水によってつながっている鍾乳洞や暗川が汚れてしまいます。みなさんが使用する生活用水や地下水系に生息するチカヌマエビなどの生き物への影響が心配されます。ゴミは適切に処分し、島の宝を末永く子孫へ伝えていきましょう。

#### 4) 希少な魚類・水生生物を守ろう

鹿児島県では、県内に生息・生育する数が少なくなった動植物を保護するために「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。奄美大島の5市町村でも同様な動植物の保護条例を制定し、指定した野生動植物の捕獲や採取を禁止しています。奄美大島の河川に生息するリュウキュウアユは、その保護のために捕獲することは禁止されています。

河川下流の川底が細かい砂利の地域は、リュウキュウアユなどの魚の産卵場所として利用されています。特に、産卵する時期（11月から2月頃）には、河川の下流の産卵場所を荒さないようにしましょう。

#### 5) 魚・エビ獲りで注意すること

奄美群島の河川には、県の条例で指定された生き物以外にも奄美群島にしか生息しない生き物がいます。魚やテナガエビ（タナガー）などを獲る時には、このような生き物を一緒に獲らないようにしましょう。また、一般的な魚やエビなどでも、小さなものや、必要以上に多くの量は獲らないようにしましょう。

溪流沿いにはアマミクサアジサイやアマミセイシカなどの数の少ない植物が生育していることがありますので、河川に降りるときには、植物を踏みつけたり枝を折ったりしないように気をつけましょう。

### **【森林】奄美の森のために心がけましょう**

#### 1) 鳥や獣を許可なく獲ることはできません

哺乳類や鳥類を許可なく捕獲することは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により禁止されており、違反した場合は罰則が科されることとなります。また、狩猟免許及び狩猟登録に基づいて狩猟する場合でも、狩猟する期間や狩猟の対象となる動物などの規制があります。

#### 2) 希少野生動植物をとることはできません

ヤドリコケモモやコゴメキノエランなどは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、イシカワガエルやウケユリなどは「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」によって保護される種に指定されています。群島内の市町村においても、動植物の保護を目的とした条例が制定されており、これらの法律等で指定された動植物を捕まえたり、採取した場合、罰則などが科せられます。山野の動植物は、写真に撮るなどして楽しみましょう。また、捕まえたり、採取している人を見かけた場合、環境省や鹿児島県、各市町村等にお知らせください。

#### 3) 夜の林道はスピードを出さないでください

夜間の林道上には、アマミノクロウサギやアマミヤマシギなどの動物が出てきていることがあります。通行する場合には、20km/h以下で走るようにしましょう。アマミノクロウサギなどのように天然記念物に指定されている動物が死んでいるのを見つけた場合には、各市町村の教育委員会へ連絡をお願いします。

#### 4) 犬、ねこ、ヤギを捨てないでください

飼い犬や飼いねこの遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されています。また、遺棄された犬、ねこ、ヤギなどによる野生の動植物に対する食害が確認されています。ペットは責任を持って飼いましょう。

#### 4) ルールの運用等に関する推進協議会の役割・活動

##### ■自然環境

- ・推進協議会は、定期的にツアーによる自然環境等への影響について情報収集を図り、その結果をツアー実施者に周知を図るとともに、必要に応じてルール見直し等の対応策を検討します。

##### ■地域の文化や生活

- ・推進協議会は、エコツアーの趣旨や内容、ルールについて地域関係者へ周知を図り、地域全体で観光客を受け入れる機運の醸成を図ります。
- ・推進協議会は、定期的に地域関係者の意見交換を行い、ツアーの実施により、地域の文化や暮らしに悪影響が生じていないかについて把握し、必要に応じてルール見直し等の対応策を検討します。

##### ■エコツアーの質及び安全管理

- ・推進協議会は、ガイド等のツアー実施者を対象として、救命救急講習や保険制度に関する周知や説明会などを必要に応じて実施します。
- ・推進協議会は、緊急時の連絡先、救急病院などの情報を整理し、ツアー実施者に周知します。
- ・推進協議会はガイド等のツアー実施者に対して、ガイド技術やホスピタリティに関する講習会などを必要に応じて実施します。
- ・推進協議会は、定期的にツアー参加者の満足度等を把握する調査を実施し、その結果をツアー実施者に周知を図るとともに、必要に応じてルール見直し等の改善策を検討します。

### (3) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

以下の方法でルールの実効性を確保します。

#### 1) ルールの共有

ルールが守られるためには、ルールについて全ての関係者が共有することが重要です。そのため、ガイド等のツアー実施者、ツアー参加者等の観光客、地元住民に対してルールの周知を図ります。

##### 【ガイド等のツアー実施者】

エコツアーの主体でありルールの理解と厳守が不可欠であることから、推進協議会が中心となりルールの周知の徹底を図ります。また、新しいルールの策定や見直しの際は、推進協議会とツアー実施者が協力して行います。

新規参入の事業者や島外の事業者に対して理解を得るために、ホームページやパンフレット等における情報提供を行います。

##### 【ツアー参加者等の観光客】

観光客に伝えるルールについては来訪前に伝えるべきルールと、現地で伝えることが有効なルールがあり、適切な手段とタイミングでルールの周知を図ります。

観光客が事前にルールや注意事項を知ることが出来るように、ツアー実施者や推進協議会のホームページ等での情報提供を行います。また、ツアー実施時にはツアー実施者から観光客へルールとその必要性を伝えることにより、観光客の理解を深め、協力が得られるようにします。

##### 【地元住民への周知】

農林漁業への従事や集落での暮らしなど、エコツアーのフィールドに深く関わっている地域住民へのルールの周知はとても重要です。そのため各島推進協議会が中心となり、エコツアーの意義、ルールの内容や必要性について地元住民への周知を図り、地域が一体となってエコツアーリズムを推進する体制の構築を目指します。

#### 2) 奄美群島エコツアーガイドの登録・認定制度の導入

奄美群島では平成 28 年度を目途にガイドの登録・認定制度を導入予定です。登録ガイドの要件にルールの遵守を位置付けることにより、ルールの実効性を確保します。

#### 3) 順応的なルールの見直し

推進協議会は、自然観光資源や地域文化・生活の保全、利用体験の質の確保といった観点から定期的にルールの運用状況を点検し、実効性の評価や内容の追加・修正の必要性を検討し、必要に応じてルールの見直しを行います。

## 2. 案内（ガイドンス）及びプログラム

---

### （1）ガイドンス実施の基本的な考え方

ガイドンス（自然に関する説明や解説）の手法としては、ガイドが直接案内する方法や、解説板やガイドブックなどの文字や携帯端末などの情報システムを活用した間接的な手法（セルフガイド）があります。

奄美群島の自然や文化をじっくりと深く味わうためには仲介する人の存在が重要と考えられます。そのため、奄美群島のエコツーリズムは、人による案内を基本として地域の人とのふれあいも大切にしたいツアーを実施します。その上で必要に応じて間接的な案内方法を用いることとします。

エコツアー実施者としては、職業的なガイドの他、ボランティアガイドや地域の農林漁業者、集落の住民等の様々な形態が考えられます。各種のガイドンスを地域の状況に応じて、適切にプログラムとして組み合わせながら、実施します。

また、以下の点に留意してガイドンスを実施します。

- 旅行者が、自然や地域文化の「楽しさ」、「大切」を実感できること。
- 出来る限り自然や地域の文化・暮らしに負担をかけないこと。
- 自然環境や地域文化に関する正確な情報を提供すること。
- ツアーが自然環境等に与える影響についても、しっかりと伝えることで「人間生活と自然との関わり」を改めて認識し、エコロジカルなライフスタイルを実践するきっかけとなること。
- 自然環境の保全や地域文化の継承に役立つこと。

### （2）主な案内（ガイドンス）及びプログラムの内容

以下に奄美群島におけるエコツアーのプログラム内容を島毎に示します。ここに示したツアーは、現在実施されているツアー内容を基本として、今後実施が期待されるツアーを追加したものです。

## 1) 奄美大島（例示）

### ● 亜熱帯の森での野生生物観察

昼でも薄暗い亜熱帯の森にはアマミノクロウサギ、ルリカケス等の固有の動植物が生息・生育しており、非日常的な亜熱帯の雰囲気や固有の生物の気配を感じたり、希少な植物や野鳥などを観察することが出来ます。また、夜間の観察では、夜行性のアマミノクロウサギやアマミヤマシギなどを観察できる場合があります。

#### 【主なプログラム】

- ・金作原トレッキング、湯湾岳登山
- ・バードウォッチング
- ・古道ウォーキング
- ・マングローブカヌー
- ・夜の野生動物観察



### ● サンゴの海・砂浜等での自然体験

笠利半島、笠利湾、龍郷湾といった北部海岸や大島海峡などの海岸・海域では、発達したサンゴ礁や干潟、自然海浜などが存在し、海の自然にふれあう様々なプログラムが行われています。

#### 【主なプログラム】

- ・ダイビング
- ・シーカヤック
- ・スノーケリング
- ・海辺の生き物観察  
(ウミガメ観察、磯の生物観察、バードウォッチング等)
- ・クジラ・イルカウォッチング



### ● シマ（集落）でのエコツアー

奄美大島の集落では、かつての海や山と一体となった生活や、海や山の神の信仰と深く関わる集落構造などがみられ、自然と密接に関わって来た島の暮らしや自然観を学ぶことが出来ます。特に、集落に住むシマガイドの案内で集落内を巡り、島の唄や踊りなどにふれることにより、自然に育まれた生業や自然により寄り添い暮らしてきた島の行事などを学ぶことが出来ます。



## 2) 喜界島 (例示)

### ●シマ (集落) あるき

喜界島の集落では、現在でもサンゴの石垣やガジュマル並木、井戸・湧水、神聖な場所、古道、戦跡などがみられ、集落に暮らしている方の案内でゆっくりと巡ることにより、喜界島の歴史や生活を身近に感じることが出来ます。シマあるきガイド「よんよ〜り喜界島」では湾集落、中里集落、荒木集落、阿伝集落、塩道・早町・白水集落、小野津集落の6コースの案内を行っています。



### ●基幹産業である農業と連携したツアー

喜界島の基幹産業である農業と連携した取り組みとして農業青年クラブにより農業体験ツアーが実施されています。島外からも参加者が訪れるようになっており、今後農業と観光が結びつくきっかけとなることが期待されます。

#### 【主なプログラム】

- ・冬期：サトウキビ刈り、黒糖づくり
- ・夏期：ゴマまき・間引き、サトウキビジュース絞り、マンゴー収穫、農業機械への乗車体験など



### ●平坦な地形を生かした自転車によるツアー

喜界島の平坦な地形を生かした自転車で島内を移動するツアー。ゆっくりと島の雰囲気を感じつつ移動することが出来ます。また、自転車を移動手段としてシマを巡ることで集落案内など、他のプログラムとの連携も期待されます。



### ●地域の伝統的な行事や産業を活かすエコツアー

地域の伝統行事や伝統的な産業は観光客にとって魅力的なものです。これらの資源を地域の人との交流の中で紹介することにより、思い出深い体験の機会を提供することが期待されます。

#### 【主なプログラム】

- ・酒蔵体験
- ・各集落の保存会活動と連携した八月踊り体験 等

### 3) 徳之島 (例示)

#### ● 亜熱帯の森の散策

徳之島の森は世界的にも貴重な亜熱帯照葉樹林で希少な動植物が生育・生息しています。森の中を散策することで野生動物の気配を感じたり、希少な植物、野鳥、オキナワウラジロガシなどを観察することが出来ます。また、地質に応じた変化のある植物相なども学ぶことが出来ます。さらに森の中の川に入れば、澄んだ水が流れ、希少なカエルなどの水生生物を観察することが出来ます。

##### 【主なプログラム】

- ・天城岳・井之川岳登山
- ・三京の森・森林浴
- ・自然観察ウォーキング
- ・琉球石灰岩の森（義名山、明眼の森、鹿浦川等）の散策
- ・川遊び



#### ● ナイトツアー

徳之島の森には夜行性のアマミノクロウサギやアマミヤマシギなどが生息しており、夜間の林道などで観察できる場合があります。また、夏期の海辺ではオカヤドカリやウミガメの産卵や孵化などを観察できる場合があります。

##### 【主なプログラム】

- ・夜間の林道での動物観察
- ・ウミガメ観察
- ・オカヤドカリ観察
- ・星空ウォッチング



#### ● 集落散策

集落内ではサンゴの石垣や湧水、神聖な場所などがみられ、自然と関わりながら暮らしてきた島の暮らしや自然観を学ぶことが出来ます。また集落前面の海ではいざりや浜下りなどが行われており、自然に育まれた生業や自然により寄り添い暮らしてきた島の行事などを垣間見することも出来ます。徳之島の人と自然との関わり方を学ぶことで、徳之島の自然体験をより豊かなものとする事が出来ます。また、集落周辺の海岸や道路では、闘牛が散歩する姿がみられ、徳之島ならではの風景となっています。

#### ● サンゴの海の自然体験

徳之島の東側の海中は砂地とサンゴ礁の穏やかな景観で、西側の海中は断崖やトンネルアーチ等の地形がみられ、ダイビングが行われています。島の北東部にはサンゴ礁が特に発達しており、陸上からも観察できることがあります。



#### 4) 沖永良部島（例示）

##### ●ケイビング

大山周辺では狭い範囲に 150 以上の鍾乳洞が発達しており、そのうち一つの大山水鏡洞は総延長 10,400m で国内で 2 番目の長さを誇る洞窟です。大山水鏡洞の一部は「リムストーンケイブ」として一般観光客向けのガイドツアーに利用されています。「リムストーンケイブ」ではフローストーンなどの鍾乳石、サンゴの化石、石柱、リムストーンプール等を見ることが出来ます。



##### ●ダイビング

沖永良部島の海域は透明度が高く、冬はザトウクジラ、春はイソマグロの大群、3月～5月末にはギンガメアジの大群などを見ることが出来ます。また、年間を通じて高い遭遇率でウミガメを観察することが出来ます。さらに、広大なサンゴや砂地、ドロップオフなどの地形要素も魅力的な資源となっています。



##### ●海の自然や海と人の生活との関わりを学ぶ海岸エコツアーリズム

沖永良部島の北海岸（空港～国頭～ワンジョ～半崎）においては、「サンゴ環礁」、「芝生植生」、「断崖景観」、「ウミガメ」、「潮風」、「夕焼け」、「貝拾い」、「お土産」、「海岸の生業」、「海岸の伝説」、「漁業」、「交易」、「湧水」、「潮干狩り」、「海水浴」、「祟り物伝説」などについて観察、体験、学習できる資源がコンパクトにまとまっており、これらを巡ることで、えらぶの海の自然や海と人の生活とのかかわりについて体系的に学ぶことが出来ます。

また、沖泊海岸やウシジ浜など海岸を巡ることで、隆起サンゴ由来の海岸植生を観察することが出来ます。

##### ●隆起サンゴ礁の島の暮らしを学ぶ湧水ツアー

沖永良部島には暗川、ホーといった低島での暮らしで重要な役割を担ってきた湧水が各地で見られます。また、ガジュマル等の防風林、集落の石垣などが各地で見られ、これらを巡ることにより、隆起サンゴ礁の島の地形的特徴を反映した、人の暮らしと自然との関わりを学ぶことが出来ます。



##### ●ウミガメ観察

ウミガメの生態に配慮し、主に陸上のウミガメビューポイントからの観察を行っています。満潮時には 30 頭ほどのウミガメを観察できることがあります。環境教育のプログラムとしても実施しています。

## 5) 与論島 (例示)

### ●サンゴ礁の海での自然体験

与論島の海域には群島最大のサンゴ礁湖が広がり、美しい海水色、陸上の砂浜・海岸植生と相まって特徴的な海岸景観を呈しています。この海域の利用としては、海辺の砂浜での海水浴や風景観賞、礁湖内でのスノーケリング、シーカヤック、グラスボート、礁縁でのダイビングが盛んに行われています。

#### 【主なプログラム】

- ・海水浴
- ・ダイビング
- ・スノーケリング
- ・カヤック
- ・グラスボート



### ●地球の営みを学ぶジオツアー

与論島は隆起サンゴ礁の島に 2 本の活断層が走り、活断層の断崖では基盤岩や隆起サンゴ礁の堆積物が露出するなど、島内各地で活発な地殻変動や地形変化の痕跡を観察することができます。これらのジオサイトを巡ることで地球の営みを分かりやすく学ぶことができます。

### ●自然との関わり深い島人の生活・産業体験

与論島では島の人々が日常生活の中で海と関わりを持ち続けている姿をあらゆる場面で見ることができ、人と海との関わり方を学ぶことができます。また、伝統的な暮らしや慣習、産業を実際に体験することで、地域の生活や人と自然とのかかわりについてより深く理解することができます。

#### 【主なプログラム】

- ・いざり漁体験
- ・サトウキビ収穫・黒糖づくり体験



### 3. 自然観光資源のモニタリング及び評価

奄美群島のエコツーリズムは、島の宝を「守り」ながら「活かす」ことで、地域を「興す」ことを目指しています。モニタリングに際しては、この目標を踏まえて、島毎に何を大切にするのかを明確にした上で、継続的に把握すべき指標を設定します。

エコツアーは出来る限り環境への負荷を低減することを目的として実施するものではありませんが、人が自然観光資源を活用することによる影響の全てを無くすことは困難です。そのため、資源の維持という観点から、人為的影響による資源の状態の変化をモニタリングし、必要に応じて、ツアー実施方法等の改善を図ります。また、あわせて利用者の体験の質や地域社会への貢献といった観定の指標も設定し取組の成果を把握します。

#### (1) モニタリングの対象と方法(例)

モニタリングの対象(例)	調査方法	調査主体	
「守る」 資源の 保全	○地形・植生 (利用圧増加による土壌侵食・植生 衰退や外来植物の拡散、盗掘状況 等)	・エコツアーサイト・トレッキン グルート周辺に観測定点を設 けて幅員、浸食深、植被状況、 希少種生育状況等を把握	エコツアー実施者 専門家
	○動物 (利用圧増加による希少動物への影 響)	・天然記念物の滅失届等によるロ ードキルの状況把握 ・保護増殖事業に関する調査結果 ・ウミガメ上陸・産卵調査	推進協議会 ※他機関により現在 実施されている調 査と連携して実施
	○サンゴ礁の状況	・リーフチェック等 (サンゴの健康状態や魚類や 無脊椎生物をカウントし人的 影響を把握)	エコツアー実施者 専門家 ※他機関により現在 実施されている調 査と連携して実施
「活かす」 観光振興	地域への来訪者数	・公的な統計情報を活用	推進協議会
	エコツアー参加者の意識 (満足度/再訪意志/再訪率等)	・エコツアー参加者へのアンケー ト調査	推進協議会 エコツアー実施者
	登録・認定ガイド数及びエコツアー 関連事業者数	・推進協議会で集計	推進協議会
	農林漁業者による体験プログラム提 供数	・推進協議会で集計	推進協議会
「興す」 地域振興	宿泊者の平均滞在日数	・エコツアー参加者へのアンケー ト調査	推進協議会 エコツアー実施者
	地域への経済効果 (観光客消費単価等)	・エコツアー参加者へのアンケー ト調査等	推進協議会
	特産品の販売状況	・公的な統計情報を活用	推進協議会
	外来種駆除や清掃等への参加ガイ ド・住民数	・エコツアー実施者からの報告	推進協議会
	伝統的な集落の保存状況	・石垣の状況等	推進協議会 エコツアー実施者
	住民の意識 (自然・文化資源の保全、エコツア ーへの理解等)	・住民へのアンケート調査	推進協議会

## (2) モニタリングに当たっての各主体の役割

モニタリング実施に当たっての各主体の役割は以下のとおりです。

各主体	役割
① ツアー実施者	・エコツアーの際に、自然観光資源の変化や問題点を把握し、各島推進協議会に報告します。
② ツアー参加者	・モニタリングをツアーの一部として実施する際に参加・協力して頂くことを検討します。
③ 自然環境保全にかかわる NPO 等の団体	・エコツアーによる自然観光資源への影響などを把握した場合に各島推進協議会に報告するなどの協力をしてもらいます。
④ 動植物など自然観光資源に関する専門家	・必要に応じて、動植物の生息・生育地に関する調査を行います。また、ツアー実施者等が行うモニタリング調査の手法や調査結果の評価に関する助言を行います。さらに、評価結果を踏まえて、必要な対策等に関する提案を行います。 ・推進協議会のメンバー以外の専門家の協力が必要な場合は、別途推進協議会より依頼します。
⑤ エコツーリズム推進協議会	・様々な主体が実施するモニタリングについて関係者で情報を共有します。 ・専門家の協力を得て、モニタリング結果の取りまとめや評価を行い、ツアー実施に関する改善法方法等について協議します。
⑥ 関係行政機関	・推進協議会と協力して、自然観光資源の保全と活用に向けて必要な取組を行います。

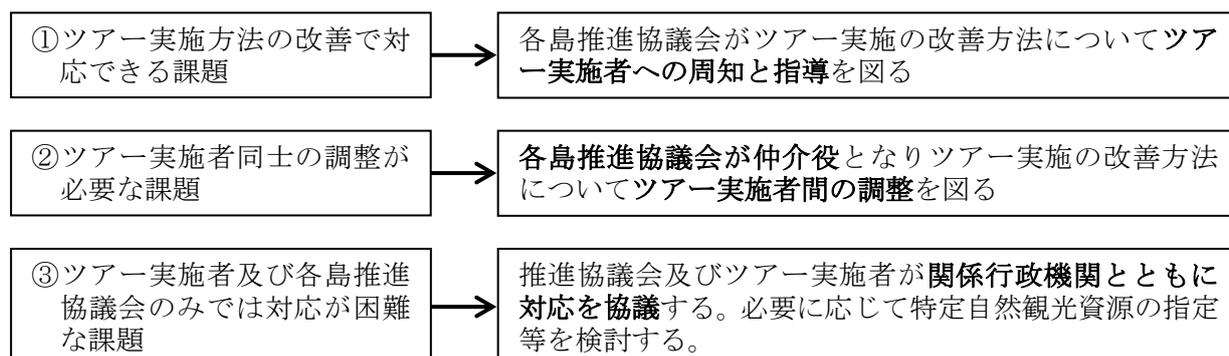
## (3) 評価の方法

調査や各主体から報告されたデータに基づき、専門家の協力を得て推進協議会において以下の点について評価を行います。

- エコツアーによる自然観光資源への影響の有無と程度
- エコツアーによる利用体験への効果
- エコツアーによる地域社会への影響（プラス・マイナス面）と原因

## (4) モニタリング及び評価結果の反映方法

モニタリング及び評価結果を踏まえて、必要な対策については以下のように推進協議会を中心として対応します。



## 第4章 自然観光資源の保護及び育成

### 1. 特定自然観光資源の指定について

奄美群島では、国立公園指定を目指した取組が進められており、指定された場合には森林地域及び海域の自然観光資源の多くは保全が図られることとなります。また、国有林の一部は奄美群島森林生態系保護地域等の保護林に指定されており、貴重な自然環境や野生生物の保護・管理が行われているとともに適切な管理を行うための保全管理計画が策定されています。さらに、後述するように様々な制度により自然観光資源の保全が図られています。

また、奄美群島のエコツアーガイドは自主ルールを定めて自然環境に配慮した活動を行っています。自主ルールには、罰則や強制力はないものの、地域の関係者が協力して実践することで強制力を持たせる以上の実績を積み上げることを目指しています。

一方、今後の世界自然遺産登録等に伴う観光客の増加等により、自然環境への負荷の増大も懸念されます。奄美の素晴らしい自然を将来に引き継ぐためには、問題が顕在化する前の対応が必要です。そのため、モニタリング調査により自然観光資源等の状況を継続的に把握し、法的な保護が必要と判断された場合は、推進協議会において特定自然観光資源の指定について検討することとします。

### 2. 自然観光資源の保護及び育成

#### (1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

前述のとおり、奄美群島のエコツーリズムでは、島の宝を「守る」「活かす」「興す」ための取組を「愛の三角形」と呼びます。この3つの観点での取組を島の実情に応じつつ、エコツアー実施者、地域の住民や団体、専門家、行政機関等が連携しバランス良く進めていきます。また、モニタリングにより、その効果や自然観光資源の状況等を把握・評価し、より一層の保護や育成などの対策が必要と判断されれば、推進協議会において対応を協議し、エコツアー実施者をはじめとする各主体と改善に向けた調整を行います。

#### 守る（資源の保全）

奄美群島には世界的にみても貴重な自然や、自然と深く関わる独自の暮らしや文化がみられます。これらの島の宝について、学術的な視点のみではなく、地域の住民が「大切に守り伝えていきたいもの」など、地域の視点から掘り起し、地域で広く共有します。そのことにより、島の宝の価値を再認識し、その価値の維持・回復を図ります。

島の宝の価値を損なうことなく将来へと継承していくため、本構想で定めたルールを地域で共有・遵守します。また、島の実情に応じて持続的利用に関するルールを策定し、地域の関係者が協力して遵守します。ルールについては、モニタリングの結果に基づき柔軟に見直します。

さらに、自然保護活動そのものをツアーに組み込んだり、ツアーの収益の一部を環境保全活動に充てるような仕組みを検討します。

### **活かす（観光振興）**

来訪者が奄美群島の自然や文化の魅力を深く体験するためには、ガイドや住民等による案内・解説が大きな役割を果たします。そのため、適切な安全管理のもと質の高い自然体験等を提供し利用者の満足度を高めることが出来るガイドの養成や、ガイドンス技能向上のための支援の取組を行います。

また、来訪者が奄美群島の「類まれな生物や文化」を実感できるような、各島の独自のプログラムの強化を図り、新たな消費行動や経済活動の促進を図ります。

持続的利用のために必要な施設整備については、モニタリングの結果等も踏まえて、推進協議会において対応を検討し、関係者の役割分担のもと必要な取組を実施します。また、来訪者にわかりやすい受入れシステムづくりと情報発信を行います。

### **興す（地域振興）**

エコツーリズムの取組により、様々な局面でビジネスの機会が増加すると考えられます。この経済的チャンスを観光分野以外の産業へと広く波及させることが大切であり、地域全体が参加し、利益が還元されるしくみを検討します。そのため、大島紬などの伝統工芸、魅力的な農作物、豊かな食文化、集落の暮らしなど、島の様々な宝を交えて、総合産業としての観光を目指します。

島人がそれぞれの得意な分野を活かして、来訪者と交流することにより、島の宝を再認識し、地域に対する誇りの醸成や、文化・風習の継承へと結びつける取組を行います。

### **■各島のエコツーリズムに関連する取組（案）**

各島推進協議会のワークショップにおいて検討した「取組（やるべきこと、やってほしいこと）」を次頁以降に示します。今後は、当該結果を踏まえて各島推進協議会において取組の具体化を図ります。

# 奄美大島の取組

守る

活かす

興す

自然保護活動		ルール
盗採パトロールの実施	外来種対策	立入規制する森のエリアを設定
海ガメ産卵場所	ネコの室内飼育	夜の林道はゆっくり走る
行政の土木・建設と自然保護が一体となる（タテ割りの禁止）	ネコの飼い方を理解する（共通）	

資源活用	商品化する
なるべく地産の食材をつかう	ホエールウォッチング
お土産の開発	島あるき

文化継承		産業振興
島唄・島口（方言）の保存と継承	村、集落の文化を学ぶ講習会を持つ	伝統産業（大島紬・サトウキビ）
史跡と地元の関係性、歴史の明確化	島の歴史について学習する	紬産業の再発展の構築
若者に伝統文化を継承する	島言葉を使ってゆく、学ぶ	物産品作りを行政でおしあげる
集落八月踊りの充実		農業（漁業）の活性化

まちなみ	美化清掃	発見発掘
集落景観を保全する	住民の美化意識	地元の見所、すばらしい場所の再確認
神道の整備	ポイ捨てをやめる	お宝発見隊をつくる
紬の街としての面影	各集落で清掃活動を定期的に取り組む	
奄美をイメージできる町並み及び並木作り		
各通り会ごとに歴史を掘り起こす		

集落とガイドの連携	ガイド育成	人材育成
集落と観光客との調整係（人）	ガイドの人材育成	人材育成 大人向け
集落の人は進むことを恐れない	ガイドの育成をする（森の番人）	食農生産活動につながる人材育成
エコガイドは点と点を結ぶ役	認定ガイド制度をつくる	人材育成に向けての大学誘致
お客さんが集落に来る前で地域住民へ情報の提供	（人材育成）伝統文化を具体的に学んでガイドに生かす	

連携		政策
地域と行政の連携	地域住民に理解を深めてもらう努力	
行政主体で、一次産業と観光業の連携	情報共有	
島の産業の一翼を担っている土木事業者への理解促進		産業をつくるための資金

環境教育	郷土教育
子供たちへの環境教育	（住民の理解）文化財の価値を具体的に説明し、住民の理解を得る
各小中高における自然保護活動の理解・教育	（伝統文化等の理解）老人（大先輩）の方々から聞き取りをしてまとめる
貴重種を理解（集落周辺の）	学校教育に島の宝を知る授業を入れる（先生の教育も）
自然について学び理解を深める	歴史・文化の子供たちへの教育
	舟こぎ体験
	田畑の再生
	村周辺への植林

情報発信		
一集落一ブランドの大々的PR	知名度のある観光大使の採用	奄美海域のPR
島外で「奄美」を発信する	マスコミを総動員した観光PR	島外へ積極的に島の特産品をPR（販売促進）する
奄美観光のイメージソング作り	リピーターを増やす作戦	
集落おもしろホームページをつ	ワクワク感や探求心を起こさせるイベント	

活動	
集落の維持管理	課題解決隊をつくる
交流	
年輩の方と若者層の交流（いろいろ教えてもらう）	奄美群島内での住民の交流
自分のシマと島を見つめなおす	

観光客が来島した時の対応策を決めておく
Iターンを受入れIターンを育てる
新しいことをするとき足をひっぱらない
利益が生ずるときをめぐって計画を作成する
あと出しではなく意見を言う
人ごと→自分のこととして考えるようになる
精神的・金銭的なゆとりをもつ

# 喜界島の取組

守る

<b>景観保全</b> 沿道への花木の植栽 街路樹をもう少し南国の島らしく 海岸植生を変え(元の姿に) 古道復活	<b>自然保護意識の啓発</b> 環境に関するセミナー、勉強会 全町民によるゴミ拾い(クリーン作戦) 気付いたゴミは自分が拾う おそうじイベント ゴミは拾うものだという意識の共有 トイレをきれいに 海岸清掃等、島全体をきれいに ハマサンゴの価値を知ってもらおう
<b>水の浄化運動</b> オーガニック推進 ため池活用 島人がもう少し海にふれあう	

活かす

<b>来訪者が滞在する(しやすい)環境づくり</b> ペンション等、若者向けの宿泊施設 来訪者を集落放送で案内 集落地図作成(看板) 分かりやすい案内図等 公共施設・パークキングエリアの手前にスピードを出さないための工夫をする(例えば少し高くする)	<b>体験プログラム等のメニュー作成</b> 子ども島めぐりツアーなどを面白くわかりやすく計画する 喜界島の〇〇スポットなどが有名になるなど… 大学生対象のワークショップ付きショートステイ 島内観光のコース分け フルマラソン、ハーフマラソン等の実施 オープンガーデンへの取り組み イベントに人がよべる流れの強化 車から降りる楽しみを教え伝える(歩いて移動) アサギマダラの越冬観察 オカヤドカリの放幼観察 オオゴマダラの羽化観察 海ガメの産卵・孵化の観察 さときびの丸かじり体験 星空観察会をゲストの人達と	<b>人材育成・組織化</b> 行動できるガイドをどう組織化するか よんよ〜り喜界島後継者育成 宿泊施設や運転手らへの情報提供や勉強会 小さな楽しみを増やし、教える。マニアックな視点 クラ(高倉)管理隊 石垣職人を養成 町民全員が島案内のコンシェルジュに 観光客への声かけ、おもてなし、人慣れ 家族散歩 in 集落 島を話す。色々な人に。知ってそうでも。 来年度は協議会の発足を！ リーダー育成(集落青年)
<b>魅力の発信</b> ネット配信を心がける PR。他の取組と上手く連携して 島民からの意見やアイデアを大切に 集会所の機能充実		

興す

<b>文化の継承</b> 民話の紙芝居デジタル化 先輩方に昔話を聞く 民謡の紙芝居デジタル化 郷土芸能をもっと身近に感じられる環境 八月踊り保存会の活性化 郷土料理コンテスト 学校教育と島文化のつながりを増やす何か 伝えたいもの、ことの「わかるでしよ？」の意識改善	集落行事の時の大人達の配慮や説明、意思統一 自分が住んでいる集落を歩いてみる 地域学習の時間の確保 島民が島に興味を持つ ヤギで食育 竹・イグサ復活(民具へ) アタリ(宅地畑)の復活
--	---

進捗状況を見ることが出来る

机上での話し合いから次のステップへ

# 徳之島の取組

守る

活かす

興す

## 景観・美化

海岸の清掃

ポイ捨てをしない  
マナー向上

花をいっぱい植  
える

## 地域環境への配慮

森に近い耕作放  
棄地の植林(在  
来種)

ルールブック作  
成

電線地中化

浜は基本的に車  
の乗り入れ禁止

ノネコ規制

## 環境保全への 普及啓発

チラシをつくる

キャンペーン

ボランティアク  
リオン作戦

街宣車

環境道德

集落説明会

## プログラム

シマ博プログラ  
ムの強化

フルーツ狩り等  
の集客体制が  
出来ている

ガイドプログラ  
ムの確立

一年中闘牛が  
みられるように  
する

リーフの利用

プレッシャーの  
実施

漁協でシマの魚  
を見学ツアー

モニターツアー

芸達者の活用

ツアーコースの  
発掘

お土産が充実し  
ている

海一山一集落を  
めぐるモデルコ  
ースの設定

## ホスピタリティ・マナー

あいさつの出来  
る人になりたい

闘牛  
フンの片づけ

ゆずり合いの交  
通マナーの徹底

地域の人全て  
ガイドとして島  
を語れるように  
なる

車の運転マナー  
向上

観光客にあいさ  
つする

最低限の電話マ  
ナー

## マーケティング・コンセプト設定

観光ニーズの把  
握

徳之島観光ビジ  
ョンの作成

## 施設整備

観光ポイントのト  
イレ整備(ウォッ  
シュレット)

観光船(グラスボ  
ート)設置

遊歩道の整備

ビーチラインのサイ  
クリングロード

案内板整備(県  
道以外も)

浜での闘牛の散  
歩コースの設定

希少種(動物・植  
物)の見学(保  
護)施設

既存の観光地の  
再整備、見直し

Wi-Fi  
島全体で使える

宿泊施設・交流  
施設を作る

自販機とゴミ箱  
のセット

外国語案内板

ビューポイント展  
望台の設置

集落の案内看板

## 情報発信

エコツアーのHP  
(Facebook等)

シマの魅力PR

多チャンネルの  
情報発信

集落マップの作  
成

スマートフォン使  
ったPR

全国へのPR  
CM方法

闘牛大会のユー  
ストリーム発信

対外的なPR

徳之島の情報  
観光情報の一元  
化

地域の独自性を  
もっと引き出す

島口アプリ

## ガイド人材育成

島の〇〇名人探  
し

島口ガイドがい  
る

ガイドのなり手の  
調査

登録制度の確立

ガイド育成  
賞・数

安全(ハブ)対策

ガイド力をみがく

訪日外国人対策  
(バイリンガル)

## 受入体制

様々な宿泊施設  
(ホテル・民泊・コ  
テージ・古民家)

観光船の受入体  
制

亀徳～平土野  
シャトルバス

## 地域文化の継承

家庭で島口を使  
う

家庭での島料理  
づくり(伝承)1日  
1食

親子勉強会

自然・歴史の勉  
強会・研修会

ウェブサイトの設  
置PR

動植物のシマぐ  
ち図鑑をつくる

民俗地名を記録  
し未来に残す

集落行事簿作成  
(年間)

部落内の宝をさ  
がし

島出身学生が島  
を研究できる補  
助金

## 地域産業の振興

地元産のおみや  
げ開発・販売

シマ料理が食べ  
られるところ

徳之島独特の観  
光みやげ品

特産品の直売所

畑から直接買い  
物ができる仕組  
み(野菜)

地域特産品での  
料理教室

シマのお母さん  
食堂

島料理を伝える  
(汁、ブルパン  
等)

イノシシ料理店  
ほしい

どの集落にも立  
ち寄るカフェが  
ある

## 地域資源の活用

長寿・子宝・闘牛  
との連携

台風を活かした  
観光

農業をいかす

サトウキビをいか  
す

島の夜の楽しみ  
を増やす

島唄を聞ける場  
所がある

ニシカゼ  
(西ぶき)

島の米

地域性をもっとア  
ピール

## 推進体制

組織間の連携

三町で競わず仲  
良く一緒にやる

募金活動

ガイドと行政がビ  
ジョンを共有する

# 沖永良部島の取組

守る

活かす

興す

## 制度・ルール

- 自然保護条例の見直し
- ゴミ等のポイ捨て条例を徹底（緑・美化）
- ガイドライン・条例ルールの整備
- 守れるルール作り（みんなが）
- ガイド制度の確立

## 集落景観

- 石垣の価値をPRし残す活動を行う
- 石垣再生プロジェクト 壁を石積み
- 国頭ガジュマル保護
- 各集落にある暗川保護
- 空屋をなくす

## 海

- ウミガメ上陸調査
- サンゴの群体をまもる
- 海草を取り戻す

## 美化

- 海・観光地の清掃
- 県道の美化
- 海岸のゴミの一扫
- 海岸清掃
- ゴミ・空カンの不法投棄をやめる
- 海岸だけでなく港や水中掃除

## 緑再生プロジェクト

- 植樹活動
- 緑再生プロジェクト 防風林植栽 蘇鉄等活用
- 畑隅への植樹
- 浜ゆうの植栽

不必要な利用をしない

資源の保全には行政を各協会（ダイビング・ケイビング）がタッグを組む

## 施設整備

- 湧水の整備
- 観光看板はわかりやすく
- 観光案内所の整備
- 観光案内看板の充実
- 集落観光案内板
- 空港トイレにスコットタオル取付け必要
- 集落に休憩所
- 観光地トイレ整備

## 体験的観光

- 島めぐりコース
- 農家をまきこむ！
- ストーリーのある観光案内
- 集落巡りのガイド養成
- 観光客と住民がふれあう場をつくる
- 観光客への自然講座
- 湧水巡りのコース
- 無料で差し上げられる土産品の開発

## 宿泊

- 宿泊所の整備
- 民泊に向けて宿泊所の選定
- 民泊の受入体制の整備

## PR・情報発信

- あいさつの島 全国にPR
- 各月ごとの星マップを制作（観光客用）
- 町内（島内）名所等のとりまとめ地図の作成
- 各集落をまとめた観光情報誌作成
- ホームページ 長期・計画・新しさ
- 年間を通した植物カレンダー制作
- 焦点化した観光宣伝
- 自然関連情報のまとめ
- 広報紙の質を高める
- 島の植物や生き物をまとめた図鑑を観光客用に作成
- ポケットサイズの観光冊子

## 人材育成

- 島の語り部育成講座 ボランティアガイド育成
- 宿泊事業者の意識共有
- 町民教室で方言講座を開設
- インバウンドへの対応

## あいさつ

- 観光客には特に親切にする
- お年寄りのおうちに「あいさつ」しに行く
- 知らない人にもあいさつする
- 学校で「笑顔であいさつ」を教える！
- 観光客には必ず話しかける
- おもてなし マナー研修
- 朝、島中が「おはよう！」と言っている
- 会う人、すれ違う人すべてに「あいさつ」すること
- いつも皆（島民）が笑顔でいる事

## 資源活用

- 島桑の活用
- 方言の普及（子供達に教える）
- 郷土料理の掘り起こし
- エネルギーや食料の自給率を高める

## アクセス（島内）

沖永良部バスの運行時間と経路の見直し

奄振の拡大 航空路運賃の更なる低減化

地域おこし協力隊

## アクセス（空路）

- 沖縄への飛行機運賃軽減
- 航空路線の確保
- ジェット空港
- 沖永良部～沖縄間の空路開設

仕掛け人と活動者

若者がUターンできる島（職場がある）にする

町中心部以外への住宅整備

各団体との連携

ふるさと納税（無料宿泊と観光案内）

FM局の開設

観光をより儲かる産業へ育てる

# 与論島の取組

## 守る

### 島の緑の再生

浜辺にもっとアダンを増やす。

島の緑を再生させる為の取組み

福木の植栽をもっとすべきである。(ただし主根が折れていないもの)

グアバ、キンカン、インカタなどを育苗し、無料配布してほしい

ソテツ垣、ソテツ道を再生し観光に活かしたい。(実も含めて)

海浜地の植栽促進

### サンゴの海の保全・再生

サンゴの再生  
海の環境保全

海の指定海域の保護

水質汚染がないようにする

イベントに海岸清掃をからめる

### ルール

環境・自然保護に特化した条例・施策の制定

ルールづくり

入島税、環境税の導入

### 意識醸成

住民1人1人が意識を持つ(エコ)

住民意識の啓発

環境教育の周知徹底

できないこと(規制)が出てくることへの理解

### 水質

豊かな農業形態を

タメ池の浄化

### 美化

保護、美化条例の制定

各家庭での環境美化への取組みへのアドバイス

海岸清掃

不用な施設や道等を自然(元)に戻す公共工事を行う

車の電気化推進

## 活かす

### 施設整備

島内案内板の整備

マップと番号石

水族館を作る

### メニューづくり

見るだけでなく体験する機会の提供

ジオサイトの紹介、説明の資料、パンフ等の作成

エコをうたった商品づくり

与論島の自然を生かした商品のモデル化(台風、猛暑、スコール、海、浜、星空)

フットパスのコース作りをする

### 受入体制

宿泊施設の充実

受入業者の体制づくり

### 情報発信

島出身者、ヨロンファンの方々の情報発信

SNSでの情報発信

沖縄との連携でPRを強める

観光地としての食(海、陸、果樹)のイメージアップ

### ガイド育成

ガイドの組織を早急に立ち上げ、養成を行う

B&Gを小中高に定期的に利用してもらい仕組みを。将来のインストラクターへの道

エコツアーガイドのガイドライン制定と登録制度の高度化

### 人材育成

幼小中高での授業必須化(環境・文化・伝統)

人材育成研修

## 興す

ユンヌフトウバの継承(資源の研究・掘り起こし)

「島ふとうば」しか使わない日、時間、場所を設ける

各自、各組織がユンヌフトウバを伝える行動に移す。行政はそれをサポートする。

与論島についての研究の推進

与論について研究報告の実施、書籍の発行

長期滞在しての研究(より深く)

与論城の調査を県と協力して進める

### 花のまちづくり

植栽のマニュアルを作成。集落の花壇づくりを一体化する

ハイビスカス、花の植栽をする

パナウル王国にふさわしい島にするために花いっぱい運動

ハイビスカスの苗木を作り必要とする方への配布

夏涼しく、台風にも強く、景観上もすばらしい、与論らしい家屋

無理のない、楽しい与論献奉を浸透させる

離島割引の継続

割引制度の拡充・継続(沖縄便も!)

飛行場の拡張

ふるさと納税

少子化対策として定住促進住宅、空き家バンク制度の実施

都市部のまねをしない

特技を生かせる場、伝達する場をつくる

与論高校の存続

医療機関の存続

## (2) 自然観光資源の保全等に関する主な法令・制度及び計画など

### 1) 関係法令

所管	法律・条例名	目的	保護対象	規制行為の種類															
				動物の捕獲	魚介海藻等の捕獲・採取	サンゴの損傷	ウミガメの捕獲・卵の採取	植物の採取	樹木の伐採	家畜や外来生物等を放す	車や動力船等の乗り入れ	土石や砂等の採取	土地や海底の形状の変更	工作物の新築・改築等	地域への立入り	河川の水量等の増減	水面・海面の埋め立て		
環境省	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	特別保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			第1種～第3種特別地域	●*			●*	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
			普通地域																
			海域公園地区	●*	●*	●*	●*												
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	国内希少野生動植物種	●*				●*	●*										
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する。	鳥獣保護区 うち、特別保護地区	●						●				●				●	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する。									●*									
国土交通省	河川法	河川について、洪水、高潮等による被害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進する。	河川区域、河川保全区域							●			●	●	●		●		
	海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する。	海岸保全区域 一般公共海岸区域										●	●			●		
	海上運送法	海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する。											●	●					
林野庁	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資する。	保安林							●	●		●	●	●				
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保する。	国有林野																
文化庁	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。	天然記念物(国、県、市町村指定)	●*				●*	●*	●			●	●	●		●		
鹿児島県	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県内に生息又は生育する希少な野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	指定希少野生動植物	●*	●*			●*	●*										
	鹿児島県ウミガメ保護条例	ウミガメが、鹿児島県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生動物であり、かつ、学術的および文化的価値を有するものであることにかんがみ、県、市町村および県民等(県民および滞在者)が一体となって、その保護を図り、もって将来の県民にこれを共有の資産として継承する。	ウミガメ				●												
奄美大島5市町村	希少野生動植物の保護に関する条例	奄美大島に生息する野生動植物が、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、市内に生息し、又は生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承していくことを目的とする。		●*	●*			●*	●*										
奄美市	奄美市飼犬取締条例	飼犬が人畜その他に害を加えることを防止することにより、社会生活の安定、交通の安全及び環境衛生の向上を図る。									●								
	奄美市民の環境を守る条例	奄美市民が健康で文化的な生活を確保する上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止に関する規則その他必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民の良好な環境を確保する。	自然環境保全地区 海中保護地区 保存樹及び保存林 保護植物	●	●	●	●		●				●	●			●		
	奄美市生活環境保全条例	生活環境の保全と快適な保健休養の場とするため、奄美市生活環境保全林を設置する。						●					●	●		●			

●: 法律又は条例によって行為が制限されているもの  
\*: 種を指定しているもの      a: 区域を指定しているもの

所管	法律・条例名	目的	保護対象	規制行為の種類																		
				動物の捕獲	魚介海藻等の捕獲・採取	サンゴの損傷	ウミガメの捕獲・卵の採取	植物の採取	樹木の伐採	家畜や外来生物等を放す	車や動力船等の乗り入れ	土石や砂等の採取	土地や海底の形状の変更	工作物の新築・改築等	地域への立入り	河川の水量等の増減	水面・海面の埋め立て					
大和村	大和村における野生動物の保護に関する条例	大和村内に生息する野生動物が村の優れた自然環境を象徴する貴重な存在であり、野生動物との共生が村民の豊かな生活に欠かすことのできないものである。そこで、村・村民等が一体となり、村の自然環境に誇りを持ち、もって将来にわたり子孫に伝えていくとともに、自然環境の保全・野生動物を保護する意識を高める。		●*	●*				●*	●*												
瀬戸内町	瀬戸内町自然保護条例	瀬戸内町の自然保護に関する基本的な事項を定めるとともに他の関連法令と相まって自然の適正な保護を推進し、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	景勝保護区		●	●			●*	●*			●	●						●		
			海中保護地区		●	●			●*	●*			●	●							●	
			植物保護区		●	●		●*	●*			●	●							●		
			保護植物					●*	●*				●									
		この規則は、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例、瀬戸内町自然保護条例、瀬戸内町文化財保護条例の各規定に基づき、町区域内の自然を適切に保護し、良好な自然環境を保全するために、指定山林(地域)に入山する際の入山申請書の提出を入山(入域)者に義務付ける。	指定山林(請島大山地域)																●			
龍郷町	奄美自然観察の森の設置及び管理に関する条例	町民その他来園者の健全な行楽と自然環境学習の用に供するため、奄美特有の動物、植物等の自然とふれあうことのできる多機能なレクリエーション、林間学習施設として奄美自然観察の森を設置する。	奄美自然観察の森	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
喜界町	オオゴマダラ保護条例	オオゴマダラは、喜界町の豊かな自然、環境を構成する貴重な野生動物であり、かつ、わが国では本町以外に定着した生息地がなく、学術的及び文化的価値を有するものであることにかんがみ、町及び町民等が一体となってその保護を図ることによって将来の町民に共有の資産として継承する。	オオゴマダラ	●*																		
			植生保護地区						●*													
	喜界町自然保護条例	町の自然保護に関する基本的事項を定めるとともに、自然環境を保全することによって、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	景勝保護区	●*				●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
遺跡保護区			●*				●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
植物保護区及び保護植物			●*				●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
鳥獣保護区			●*				●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
			海中保護区										●	●	●	●	●			●		
徳之島3町	希少野生動植物の保護に関する条例	徳之島に生息・生育する野生の動植物は、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、島内が一体となってその保護を図り、後世に継承していくことを目的とする。		●*	●*			●*	●*													
徳之島町	徳之島町自然保護条例	町内及び町の海域にある景勝地若しくは歴史的遺跡及び海中の資源又は鳥獣を保護しその利用増進を図る。	景勝保護区	●*				●*	●			●	●	●	●	●	●			●		
			遺跡保護区	●*				●*	●			●	●	●	●	●	●	●			●	
			海中保護区		●*	●							●	●	●	●	●	●			●	
			熱帯植物保護区					●*	●						●					●		
天城町	天城町自然保護条例	法令その他別に定めるもののほか、町の自然保護に関する基本的事項を定めるとともに、自然環境を保全することによって、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	景勝保護区	●*	●			●*	●*	家畜	●		●	●	●	●	●	●			●	
			海中保護区		●*	●					家畜	●		●	●	●	●	●	●			●
			植物保護区	●				●	●*	家畜	●		●	●	●	●	●	●	●			●
			保護植物	●				●	●*	●*												
			鳥獣保護区	●				●	●*	●*	家畜											
伊仙町	伊仙町自然保護条例	町の自然保護に関する基本的事項を定めるとともに自然環境を保全することによって、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	景勝保護区	●				●*	●	●		●	●	●	●	●	●	●			●	
			遺跡保護区	●				●*	●	●			●	●	●	●	●	●	●			●
			植物保護区及び保護植物	●				●*	●	●			●	●	●	●	●	●	●			●
			鳥獣保護区	●				●*	●	●			●	●	●	●	●	●	●			●
			海中保護区											●	●	●	●	●	●			●
和泊町	和泊町自然環境保全条例	町の自然環境を保護し、それを適正に利用するとともに、町民の郷土愛を基盤として良好な自然環境の保全をはかり、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	自然環境保護区	●*	●*		●*	●*	●*			●	●								●	
			鳥獣保護区	●*	●*		●*	●*	●*			●	●									●
			保存樹					●*	●*													
			保護植物					●*	●*													
知名町	知名町自然環境保全条例	町の自然環境を保護し、これを適正に利用するとともに、町民の郷土愛を基盤として良好な自然環境の保全をはかり、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	自然環境保護区	●*				●*	●			●	●	●	●	●	●				●	
			鳥獣保護区	●*				●*	●			●	●	●	●	●	●	●				●
			保存樹					●	●													
			保護植物					●														
与論町	与論町自然保護条例	(条例趣旨) 町内及び町の海域にある自然の景勝地若しくは歴史的遺跡及び海中の資源又は鳥獣を保護し、その利用増進のために定めのあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。	景勝保護区	●*	●*		●*	●*	●*			●	●								●	
			海中保護区		●*	●*	●*							●	●							●
			熱帯植物保護区					●*	●*					●								

●：法律又は条例によって行為が制限されているもの  
\*：種を指定しているもの  
a：区域を指定しているもの

## 2) 関連する計画・取組

計画等名称	概要
<p>奄美群島振興開発計画(平成26年度～平成30年度) 【鹿児島県】 平成26年策定</p>	<p>今後の奄美群島の振興開発の基本的方針と各島における振興方策を示す計画。奄美群島の基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた同群島の振興開発を図り、同群島の自立的発展、地域住民の生活の安定及び福祉向上、定住促進を図ることを目標とする計画。そのため、「奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力を増進すること」を基本理念とし、「地域主体の取組の推進」、「定住を促進」、「交流拡大」、「条件不利性の改善」、「生活 基盤の確保・充実」の5つの柱を基本的方針として施策の展開をはかるもの。</p> <p><b>【エコツーリズムに関連する内容(例)】</b></p> <p>奄美群島の振興方策として下記の取組が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村の振興(都市住民の受入体制の充実、グリーン・ツーリズムの推進)</li> <li>・観光産業の振興(奄美群島の地域資源を活用した観光施策の展開)</li> <li>・漁船漁業の振興(海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立)</li> <li>・観光資源の活用(体験プログラムの充実、エコツーリズムの推進、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進)</li> <li>・受入体制の整備(ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化、特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実)</li> <li>・観光交通体系の整備、観光情報の発信・地域文化の継承・創造(地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚、伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出、体験交流等を推進)</li> <li>・世界自然遺産登録に向けた取組の推進/価値の維持(自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進)</li> </ul>
<p>奄美群島成長戦略ビジョン 【奄美群島12市町村】 平成25年策定</p>	<p>群島民が幸せに生活するため、重点3分野(「農業」、「観光/交流」、「情報」)を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指すことを基本理念に、重点3分野+2分野(活かすべき強みである「文化」、人材確保のための「定住」)を有機的に連携させた産業振興・人材育成施策の展開を図ることを基本方針とする計画。</p> <p><b>【エコツーリズムに関連する内容(例)】</b></p> <p>方策の4つの柱毎に下記の取組について推進の方向性が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材の確保・育成、教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツアーガイド、『あまみシマ博覧会』実施者などの人材の確保・育成</li> </ul> </li> <li>○奄美群島の魅力の発揮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各島の魅力の整理と掘り起こし</li> <li>・群島外へ発信していくためのプロモーション</li> <li>・観光体験プログラムや自然体験ツアーの推進</li> </ul> </li> <li>○共生・協働の推進、交流・連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化継承のための地域力のある集落づくり</li> </ul> </li> <li>○市場の拡大(ヒト・モノ・カネ・情報) <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業と豊かな自然を活かした各島独自の体験メニューの開発</li> </ul> </li> </ul>

計画等名称	概 要
<p>奄美群島自然共生プラン</p> <p>【鹿児島県・奄美群島14市町村（当時）】</p> <p>平成15年策定</p>	<p>「共生への転換」「地域多様性への転換」「地域主体性への転換」を基本理念とした、自然との共生を目指した地域づくりの指針。</p> <p>【エコツーリズムに関連する内容（例）】</p> <p>奄美の「宝」を核とした9つの施策が定められており、その一つが「環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進」であり、下記の取組等が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（全体計画、地域計画等）策定の検討</li> <li>・利用の適正化等の検討（地域利用のガイドライン、ガイド等の認定制度等）</li> <li>・活用のための基盤整備（自然・文化・産業をテーマとしたプログラムの立案等）</li> <li>・利用動態モニタリングの検討</li> </ul>
<p>奄美ミュージアム構想</p> <p>【奄美群島広域事務組合】</p> <p>平成17年策定</p>	<p>奄美群島全域を博物館に見立て、地域住民が主体となり、奄美の宝を保存・活用し、「癒しの島あまみ」を基本理念とした持続可能な地域振興の取組を行うための構想。</p> <p>【エコツーリズムに関連する内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奄美自然・文化インストラクターの育成・登録</li> <li>・エコガイドの資質向上</li> <li>・伝統文化後継者育成の推進</li> <li>・奄美癒しツーリズムの推進</li> <li>・エコツアーの質的向上</li> <li>・癒し景観の保全・整備</li> <li>・情報発信拠点の機能の充実</li> </ul>
<p>奄美遺産の取組</p> <p>【奄美群島文化財保護対策連絡協議会】</p>	<p>奄美群島には、地域固有の文化的資源が多く存在していることから、従来の「文化財」の枠組みを越えて、地域で大切にされてきた資源を総合的に把握し、保存・活用を図る試み。</p> <p>本取組では、島民が「敬い、守り、伝え、残したい」と考える資源について、自然物など実体のある要素だけでなく、信仰、採取、生産、あそびの場など空間的な要素も含めて「市町村遺産」として把握し、その中で奄美群島で大事にしていくものを「奄美遺産」として認定し、保存・活用を図るもの。</p> <p>【エコツーリズムに関連する内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村遺産」「奄美遺産」把握の観点、全体構想における「自然観光資源」の抽出の観点と合致しており、「市町村遺産」「奄美遺産」については、エコツーリズムの対象としても保存・活用が望まれる。</li> </ul>

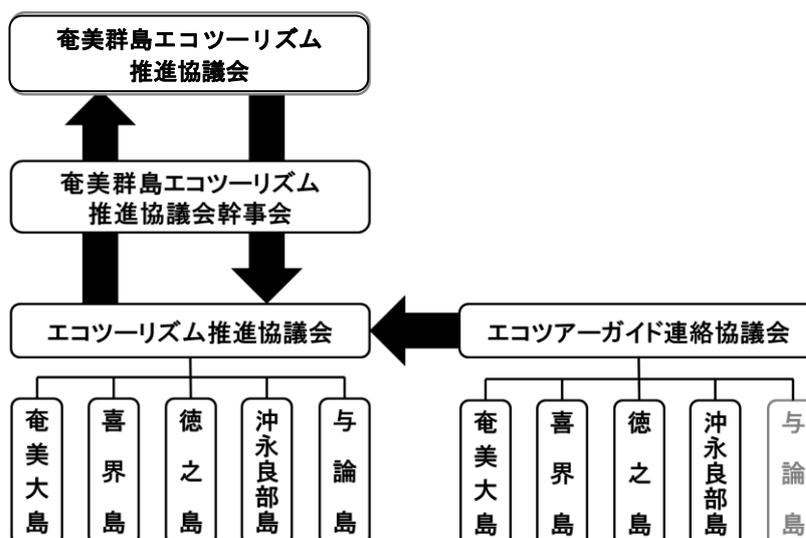
# 第5章 エコツーリズムの推進体制

## 1. 推進協議会の参加主体

### (1) 推進協議会の体制と役割

奄美群島のエコツーリズムの取組は、以下の体制で推進します。また、推進協議会は運営の透明性を確保するため原則公開にて行います。

組織	構成	主な役割
奄美群島 エコツーリズム 推進協議会 【最終決定機関】	○12市町村長 ○環境省・林野庁 ○鹿児島県関係各課 ○学識経験者 など	●全体構想の作成及び変更 ●各島のモニタリング結果のとりまとめと対応方針検討 ●エコツアーガイド認定制度の決定及びその運営 ●群島内外への情報発信、普及啓発
奄美群島 エコツーリズム 推進協議会幹事会 【調整機関】	○12市町村企画担当課長 ○世界自然遺産担当課長 ○大島支庁衛生・環境室長 など	●各島推進協議会の活動・意見のとりまとめと情報共有 ●群島一体で取り組むべき事項の検討・調整及び群島推進協議会への報告・提案 ●群島推進協議会に基づく取組方針の検討と各島協議会への報告・提案
各島 エコツーリズム 推進協議会 【作業機関】	○市町村担当課長 ○観光事業者 ○住民代表(区長) ○漁協・森林組合 など	●全体構想の検討・点検 ●自然観光資源の状況や全体構想に基づく取組等のモニタリング及び結果のとりまとめ・評価と対応方策検討 ●エコツアーガイド登録・認定制度の検討 ●プログラムの開発、産業界間の連携、ガイド事業者間の連携等に関する調整 ●ガイド事業者による環境保全活動への参画促進 ●島内外への情報発信、普及啓発



(2) 奄美群島エコツーリズム推進協議会の構成（平成29年2月現在）

奄美群島エコツーリズム推進協議会の構成

	所属	役職	氏名	
1	国	環境省 那覇自然環境事務所	所長	西村 学
2		林野庁 鹿児島森林管理署	署長	中西 誠
3		九州運輸局観光部観光地域振興課	課長	脇野 正博
4		九州農政局農村振興部農村計画課	課長	清水 一教
5	県	環境林務部自然保護課	課長	長田 啓
6		観光交流局観光課	課長	米盛 幸一
7		企画部離島振興課	課長	松下 正
8		大島支庁	支庁長	鎮寺 裕人
9	市町村	奄美市	市長	朝山 毅
10		大和村	村長	伊集院 幼
11		宇検村	村長	元田 信有
12		瀬戸内町	町長	鎌田 愛人
13		龍郷町	町長	徳田 康光
14		喜界町	町長	川島 健勇
15		徳之島町	町長	高岡 秀規
16		天城町	町長	大久 幸助
17		伊仙町	町長	大久保 明
18		和泊町	町長	伊地知 実利
19		知名町	町長	平安 正盛
20		与論町	町長	山 元宗
21	有識者	東京大学奄美病害動物研究施設	特任研究員	服部 正策
22		文教大学国際学部国際観光学科	教授	海津 ゆりえ
23		長崎県立大学経済学部公共政策学科	教授	西村 千尋
24	民間等	奄美群島観光物産協会	統括リーダー	松元 英雄
25		奄美大島エコツーリズム推進協議会	会長	喜島 浩介
26		喜界島エコツーリズム推進協議会	会長	外内 淳
27		徳之島エコツーリズム推進協議会	会長	中水 勝久
28		沖永良部島エコツーリズム推進協議会	会長	山下 芳也
29		ヨロン島エコツーリズム推進協議会	会長	永井 新孝

会長：朝山 毅 奄美市長 副会長：平安 正盛 知名町長

### (3) 協議会の設置要綱

奄美群島エコツアーリズム推進協議会、各島エコツアーリズム推進協議会、各島エコツアーガイド連絡協議会の設置要綱を以下に示す。(各島エコツアーリズム推進協議会及び各島エコツアーガイド連絡協議会の設置要綱は各島同様のため奄美大島版を掲載する。)

#### 奄美群島エコツアーリズム推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 奄美群島におけるエコツアーリズム推進をするため、奄美群島エコツアーリズム推進協議会(以下、「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、奄美群島における固有の自然や文化にふれあう機会の提供、地域資源の保全と適正な管理、地域振興への貢献を同時に実現するというエコツアーリズムを確立することを目的とし、幅広い関係者が連携してこれを推進する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 奄美群島エコツアーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること
- (2) 奄美群島エコツアーガイド認定試験の実施及び運営
- (3) ガイド事業者による自然環境の保全活動への参画に関する調整
- (4) 奄美群島内外への情報発信、普及啓発
- (5) その他奄美群島のエコツアーリズムの推進に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関及び団体並びにオブザーバーをもって構成する。

(1) 構成員

ア 別表のとおり

イ その他協議会の趣旨に賛同し、第6条に規定する協議会の会議で承認した者

(2) オブザーバー

事業内容及び協議事項と関わりが深く、協議会に出席が必要とされる者

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 協議会の会長は奄美群島広域事務組合管理者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

5 役員に欠員が生じたときは、その後任者をもってあてる。

(会議)

第6条 協議会は、毎事業年ごとに1回開催するものとし、必要あるときは臨時に開催することができる。

2 協議会は、会長が招集し、議長は、会長があたる。

3 会議は委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員が所属する団体から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができることとする。ただし、その場合、委員はその者を代理人とする委任状を会長に提出しなければならない

ものとする。

- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとする。
- 6 協議会は、事業運営の基本方針、その他重要事項について協議、決定する。
- 7 会長は、専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に構成員以外の者の出席を要請することができる。
- 8 協議会は必要に応じ、第8条に規定する幹事会での検討状況報告を求めることができる。

(各島エコツーリズム推進協議会)

第7条 協議会は、各島における第3条に事業を検討するため、各島エコツーリズム推進協議会（以下、「各島協議会」という。）を置くことができる。

各島協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第8条 協議会は、第3条の事業内容について補佐するため、奄美群島エコツーリズム推進協議会幹事会（以下、「幹事会」という。）を置くことができる。

幹事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局は奄美群島広域事務組合とする。
- 3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(運営細則)

第10条 この要綱に規定することのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

## 奄美大島エコツーリズム推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 奄美大島におけるエコツーリズムを推進するため、奄美大島エコツーリズム推進協議会を（以下「協議会という。」）を置く。

### (目的)

第2条 協議会は、奄美大島における固有の自然や文化にふれあう機会の提供、地域資源の保全と適正な管理、地域振興への貢献を同時に実現するというエコツーリズムを確立することを目的とし、幅広い関係者が連携してこれを推進する。

### (事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業の検討を行う。

- (1) 奄美群島エコツーリズム推進全体構想の検討に関すること。
- (2) エコツアーガイド登録・認定制度の検討に関すること。
- (3) ガイド事業者による自然環境の保全活動への参画に関すること。
- (4) 島内外への情報発信、普及啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほかエコツーリズムの推進のために必要な事項

### (構成)

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会等の関係者
- (3) 観光事業の関係者
- (4) 農林漁業の関係者
- (5) 自然保護、環境保全等の活動又は文化財保護、伝統芸能保存その他の文化活動をしている者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市町村職員
- (8) その他会長が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、委任状を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は奄美市紬観光課に置く。

2 事務局長は、奄美市紬観光課長をもって充てる。

(運営細則)

第8条 この要綱に規定することのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

附 則

この要綱は、平成24年10月18日から施行する。

## 奄美大島エコツアーガイド連絡協議会設置要綱

### (目 的)

第1条 奄美大島における固有の自然や文化を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るために、自主ルールを制定し利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて地域振興に貢献し、もってエコツアーガイドの社会的地位の確立に資することを目的とする奄美大島エコツアーガイド連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (定 義)

第2条 エコツアーガイドとは、地域の自然観光資源について知識を有する者が観光旅行者に対し、地域の自然観光資源の保護に配慮しつつ地域の自然観光資源とふれ合いこれに関する知識及び理解を深めさせるために案内または助言をする事業をする者をいう。

### (所 掌)

第3条 協議会では、以下の活動を行う。

- (1) ガイド業についての自主ルールを策定すること
- (2) ガイド事業者間の連絡調整を図ること
- (3) ガイド事業者間の問題及び紛争を処理すること
- (4) ガイド事業者を把握すること
- (5) その他前各号に必要な活動を行うこと

### (登録の申請)

第4条 登録を希望するガイド（以下、「登録申請者」という。）は、次の書類を作成し、奄美大島エコツアーガイド連絡協議会会長（以下、「会長」という。）に申請するものとする。ただし、ガイドの資質向上を図るため、登録の対象は個人でなければならない。

- (1) 奄美大島エコツアーガイド登録申請書（様式1）
  - (2) 別表1 に掲げる登録基準に則した提出書類
- 2 別表1 (1) 及び (2) の基準以外の基準を満たす場合は、ガイド登録されるまでの間を「ガイド研修生」として申請することができる。その場合の申請後の手続き等については次条以下を準用し、別表1 (2) の書類提出をもって残有効期間内におけるガイドの審査を同様にを行うものとする。

### (登録等)

第5条 会長は、前条の登録申請者に対し第21条による審査の結果を通知し、適合の通知を受けた者を奄美大島エコツアーガイドとして登録する。

- 2 登録に要する年会費は 3,000 円とし、抹消による返納はしない。
- 3 登録をしようとする者は、適合通知受領後 10 日以内に納めなければならない。

(登録証等の交付)

第6条 会長は、前条の登録をしたときは、申請者に奄美大島エコツアーガイド登録証(様式2)及び奄美大島エコツアーガイド標章(様式3)等を交付する。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、第5条の登録の日から3年を経過した年度の3月31日までとし、3年ごとに更新の申請をすることができる。

(登録内容の変更等)

第8条 奄美大島エコツアーガイドは、登録証に記載された事項に変更があったときは、登録証を添えて会長に提出し、訂正を受けなければならない。

2 奄美大島エコツアーガイドは、第6条の奄美大島エコツアーガイド登録証を紛失若しくは破損等をしたときは、会長に申請(様式4)して、登録証等の再発行を受けることができる。

(事業の廃止及び休止)

第9条 奄美大島エコツアーガイドの登録を受けた者が当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出(様式5)しなければならない。

2 奄美大島エコツアーガイドの登録を受けた者が、病気、介護又は勉学等の理由により当該登録期間内の更新ができずに業務を休止若しくは停止するときは、あらかじめその旨を会長に申請(様式6)し、その承認を得なければならない。

3 前2項に規定する休業の届け出を行った者が再び業務を行うときは、会長にその旨を申請(様式7)し、承認を得なければならない。

(登録の失効)

第10条 奄美大島エコツアーガイド登録は、第12条の規定による登録の更新が行われず、登録に係る有効期間が経過したときは、その効力を失う。

2 会長は、前項の規定により登録が失効したときは、当該エコツアーガイドにその旨を通知することができる。

3 第1項の規定により登録失効した者が再度登録を申請する場合は、登録申請時の基準(別表1)を満たさなければならない。

(登録の停止・抹消)

第11条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、役員会による審査の結果を踏まえたうえで、登録を停止又は抹消することができる。

(1) 奄美大島エコツアーガイドの登録基準に適合しないと認められる事由が生じたとき。

(2) 奄美大島エコツアーガイドの故意又は過失により重大な事故が生じたとき。

(3) 奄美大島エコツアーガイドの利用者からの苦情等に適切に対処せず、改善がされないとき。

(4) 奄美群島ガイド名鑑の記載内容が虚偽であると認められるとき。

- 2 会長は、前項により登録を停止又は抹消した時は、当該エコツアーガイドにその旨を通知する。(様式8)
- 3 前項の通知を受けた当該エコツアーガイドは、遅滞なく会長に登録証及び標章等を返納しなければならない。
- 4 登録の抹消を受けた者は、登録が抹消された日から起算して3年間は、再登録の申請をすることができない。

(登録の更新)

第12条 登録の更新申請をするエコツアーガイド(以下、「登録更新申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 奄美大島エコツアーガイド登録更新申請書(様式11)
- (2) 別表1に掲げる提出書類の内(4)、(5)、(6)の書類

(基準の改定)

第13条 会長は会員の意見を聴いて、登録申請時の基準を改定することができる。

(苦情の通知および調査ならびに対処報告等)

第14条 奄美大島エコツアーガイド連絡協議会事務局(以下、「事務局」という。)は、利用者や住民等から奄美大島エコツアーガイドについて苦情が寄せられた場合は、内容を調査し、必要に応じて当該ガイドに通知し、適切な対応をするよう求めるものとする。

- 2 事務局は、苦情および苦情処理について、その概要を必要に応じて協議会員に報告することができる。

(事故の報告)

第15条 奄美大島エコツアーガイドは、事業又は業務の遂行上、重大な事故が生じた場合は速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の事故の概要を奄美大島エコツアーガイドに周知し、事故の再発防止に努めなければならない。

(調査)

第16条 会長は、登録の審査等において、必要がある場合は、会長の指名する者または役員を奄美大島エコツアーガイドの所在地やガイド場所等に派遣させ、調査させることができる。

(役員)

第17条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 世話役(会長及び副会長を含む) 9名以内

(4) 監事 2名以内

- 2 役員は総会において選任する。
- 3 役員は、会員の中から互選により別表2に掲げる3つの地区から少なくとも各3名以内を選任するものとする。
- 4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第18条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長の中からあらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代理する。
- 3 世話役は、役員会を構成し、役員会の議決に基づき、協議会の業務を処理する。
- 4 監事は、本協議会の会計を監査する。

(顧問)

第19条 協議会に顧問を2名以内置く。

- 2 顧問は、総会に諮って、会長がこれを推薦する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて、協議会に対して必要な助言を行うことができる。
- 4 顧問の任期は、会長の任期による。

(手当)

第20条 協議会は役員及び顧問に対する手当として年額5,000円を支給するものとする。

(会議)

第21条 協議会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第22条 定時総会は会員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。ただし、毎年度事業終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 総会の主な決定事項は次のとおりとする。
  - (1) 毎年度の事業計画及び予算並びに決算
  - (2) 要綱の改正
  - (3) その他会員が必要と認めた事項
- 4 総会の議事は、委任状を含む会員の総数の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意をもって決する。
- 5 緊急を要する事項は、役員会の決議をもって執行することができる。ただし、この場合は次

の総会において報告し承認を求めなければならない。

- 6 この協議会の事業報告、収支計算書に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 7 この協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (役員会)

第23条 役員会は、世話役及び監事をもって構成し、会長が必要と認めるとき、または世話役の過半数の請求があった時、会長がこれを招集する。

- 2 役員会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 役員会は次の事項を審議する。
  - (1) 総会の決議を要しない当協議会の事業の執行に関する事項
  - (2) 奄美大島エコツアーガイド登録の適否に関する審査
  - (3) 奄美大島エコツアーガイド登録の停止及び抹消に関する審査
  - (2) その他緊急を要する事項

#### (基金)

第24条 協議会の目的を達成するために必要と認められる場合は、基金を設置することができる。

- 2 基金を設置する際は、設置目的を明らかにし、役員会の議決を得なければならない。
- 3 基金の状況は、予算及び決算の承認に併せて報告しなければならない。
- 4 基金を取り崩す際には、基金により実施する事業内容を明らかにし、役員会の議決を得なければならない。

#### (事務局)

第25条 協議会に係る事務は、奄美群島広域事務組合で行う。

- 2 事務局長は、奄美群島広域事務組合の事務局長をもって充てる。
- 3 本協議会の事務所は、鹿児島県奄美市名瀬永田町18-6に置く。

#### (その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

この要綱は、平成22年6月3日から施行する。

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

別表1

登録申請時の基準及び提出書類

基準	提出書類
(1) 奄美大島に2年以上居住していること	申請時1週間以内に発効された住民票の写し
(2) 奄美大島においてガイドまたはガイド業に役立つ業務に1年以上の実務実績があること	奄美大島エコツアーガイド実務実績証明書(様式ア) ※現会員2名以上の証明書が必要。(うち1名については自治会長等に替えることができる。)
(3) プロフィールなどの情報公開に応じること	奄美大島エコツアーガイド登録名簿掲載事項表(様式イ)
(4) 傷害保険及び活動中の過失責任による賠償責任保険に加入していること	加入している傷害及び賠償責任保険証の写し
(5) 救命・救急法について最新の情報に基づく技量を有していること	普通救命、上級救命救急士または赤十字救命救急員またはそれらに準ずる救命救急の資格の証書等の写し(申請時に有効期間内であること)
(6) 各種法令とともにガイドの際にかかわる自主ルールについても遵守すること	奄美群島エコツアーガイド心得及び奄美群島エコツアーガイド共通ルール同意書(様式ウ)
(7) 連絡協議会が開催する自主研修会に3年間で3分の2以上受講すること	奄美大島エコツアーガイド自主研修会受講証の写し

別表2

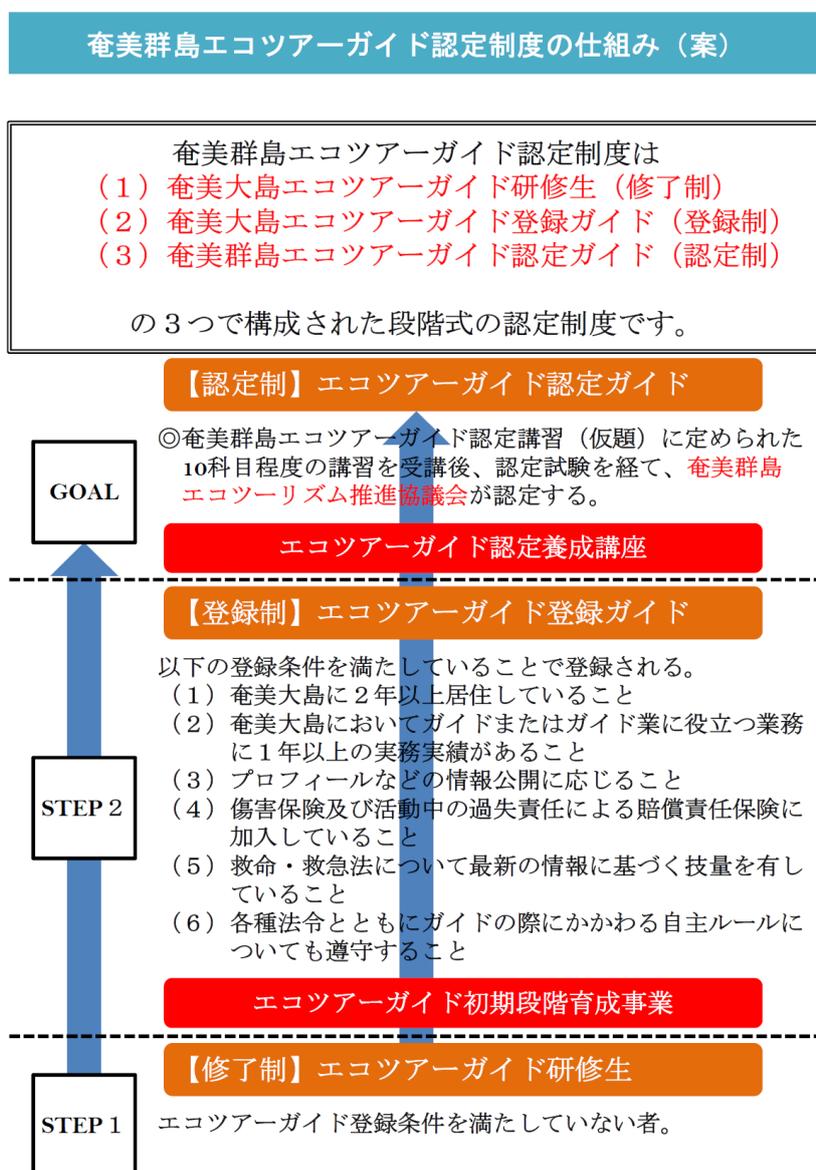
	1		2			3	
地区	奄美大島北部地区		奄美大島中部地区			奄美大島南部地区	
区域	奄美市 笠利地区	龍郷町	奄美市 名瀬地区	奄美市 住用地区	大和村	宇検村	瀬戸内町

## 2. エコツアーガイドの登録・認定制度

奄美群島広域事務組合では世界自然遺産登録を見据えて、自然保護と観光振興の両立や、技術的に未熟なガイドの乱立を防ぐ観点から、エコツアーガイドの登録・認定制度について検討しています。これは、奄美群島エコツアーガイドが決められたルールを遵守するとともに、ガイド間や地域との連携を強め、利用者に対しては「もてなし・癒し」「安全管理」「技術・知識」を提供するとともに、「奄美群島の自然環境・野生動植物の保全、奄美群島の歴史・文化に対する理解の促進につなげる」活動を推進し、エコツアーガイドの社会的地位の確立を図るものです。

登録・認定制度の詳細なスキームについては、平成 28 年度に検討予定であり、最終決定機関の「奄美群島エコツーリズム推進協議会」において決定します。

### ■登録認定制度の枠組み（奄美大島における想定）

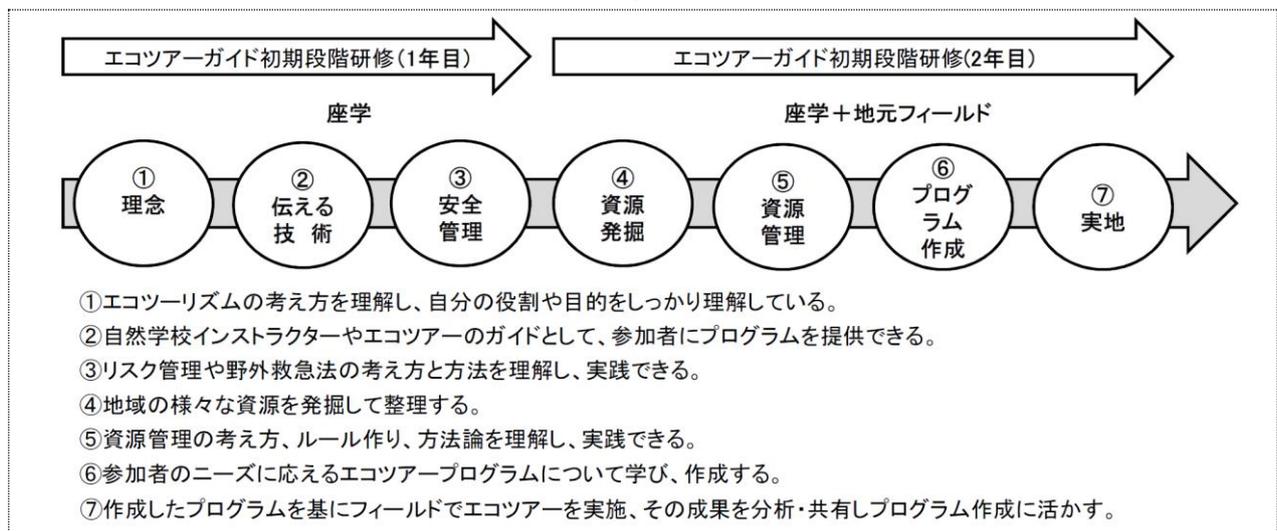


### 3. エコツアーガイドの育成

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い、観光客の増加が予想される奄美群島においては、質の高いエコツアーガイドの量的確保も課題と考えられます。そのため、奄美群島広域事務組合では、新たにエコツアーガイドになろうとする希望者に対し、エコツーリズムの基礎的知見や奄美群島の自然環境を組み込んだ初期段階の研修を実施しています。この研修では、地域でのエコツーリズムや自然体験活動を普及・定着させるために、共通カリキュラムの基、個々人のプログラム企画力やインタープリテーション能力に加えて、地域コーディネーターの能力など、幅広い資質を兼ね備えた人材の育成を目指しています。

また、エコツアーガイドの更なる質の向上については、ガイド連絡協議会等との連携を図りながらその支援に努めてまいります。

#### ■エコツアーガイド初期段階育成事業（奄美群島広域事務組合）のカリキュラム



### 4. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

#### (1) 安全管理

エコツアーの際には、利用者の安全を確保するために最大限の注意を払います。そのため、エコツアーガイドや関係者は、日頃から天候、危険個所、生物などの危険に対する情報収集や自身のスキルアップに努め、危険回避のための的確な状況判断能力の向上を図ります。

特に、奄美大島、加計呂麻島、徳之島、与路島、請島にはハブが生息しており、エコツアーガイドの安全管理に対する役割は重大であり、安全確保のために万全の備えを行います。

#### (2) 奄美遺産、文化財保護行政との連携

奄美群島には、地域固有の文化的資源が多く存在していることから、従来の「文化財」の枠組みを越えて、地域で大切にされてきた資源を総合的に把握し、保存・活用を図る試みとして「奄美遺産」の取組が奄美群島文化財保護対策連絡協議会により進められています。この取組

は、島民が「敬い、守り、伝え、残したい」と考える資源について、自然物など実体のある要素だけでなく、信仰、採取、生産、あそびの場など空間的な要素も含めて「奄美遺産」として認定し、保存・活用を図るものです。これは、全体構想における「自然観光資源」の抽出、保存・活用の観点と合致するものであり、「奄美遺産」の取組と連携したエコツーリズムの推進を図るため、文化財保護行政との調整を密に図ります。

### (3) 郷土・環境教育と普及啓発、聞き書きの取組との連携

持続的な社会を構築するため、環境教育の重要性が認識されるようになっていきます。環境教育では、地域の自然そのものを学ぶだけでなく、地域の自然との付き合い方を学ぶことで、より理解を深めることができます。奄美群島には人と自然との濃密な関わりから生まれた暮らしや文化が存在し、環境教育の場としても非常に重要な地域と考えられます。そこで、エコツーリズムの取組を環境教育にも活用するように取り組んでいきます。

また、地域住民にとって、奄美群島が有する優れた自然や文化は、あまりに身近な存在であり、その価値を改めて認識する機会は少ないと思われれます。そこで、地域の価値の再認識による持続可能な島づくりを目指して、地元の学校や地域での郷土・環境学習などにもエコツーリズムの取組を活用します。

地域を見つめなおす有効な手法に「聞き書き」があります。「聞き書き」は話を聞いて記録するという作業です。例えば、地域のお年寄りを対象に「聞き書き」を行うことにより、地域の人々が自然とともに生きるために育んできた知恵や暮らしを学ぶことが出来ます。

このように、地域の自然や文化の見直しを通じ、地域の個性が磨かれ魅力が大きくなります。そのことにより地域の誇りが醸成され自然や文化の継承へとつながることが期待されます。さらに、その価値が魅力的なプログラムの源泉となるとも考えられます。奄美群島では、「聞き書き」の取組が始められています。これらの取組と連携し、エコツーリズムの取組を進めていきます。

### (4) 集落との連携のための仕組み

集落やその周辺において、人と自然との関わりの中で生み出されてきた、生活の知恵や伝統文化に触れることは、奄美群島エコツーリズムの大きな魅力の一つです。また、集落内ではシマ歩きガイドや地域の名人など、地元住民による案内も魅力です。そのため、エコツアーガイドには来訪者と集落住民とを結びつける役割も期待されます。エコツアーガイドと集落との調整の仕組みを構築し、集落が来訪者を無理なく受け入れ、来訪者との交流により元気になることを目指します。

集落内には休憩所等を設け、特産品の販売を行うことなどにより、来訪者と地域との交流の場になるとともに、地域に収益をもたらし、地域が持続的に観光客を受け入れることが出来る態勢を確立します。

### (5) 農林水産業等との連携方策や配慮事項

農林水産業の発展とエコツーリズムの推進の相乗効果が発揮されると期待されることから、地域の農林水産業や土地所有者等との連携を進めていきます。

エコツアー実施者及び参加者が農地や林地へ立ち入る場合、事前に土地所有者への確認や土地管理者へ入林の手続き等をとる必要があります。

また、エコツアー実施にあたって歩道や案内看板の整備等が必要と想定される場合には、エコツアー実施者は事前に土地管理者と十分に協議し、必要に応じて貸付手続き等を行います。

## (6) 地域の振興

### 1) 地元産品の活用

地元の食品や工芸品等を組み込んだツアーを展開することにより、地域の振興に寄与します。推進協議会では地元産品の良さや特徴に関する情報をツアー実施者などに提供することで、その利用を促進します。

### 2) 滞在日数増加のための取組

旅行者の滞在日数の増加は直接的に地域への経済効果となります。そのため、長期滞在に資するプログラムの充実が望まれます。推進協議会では地域で提供できるプログラムの全体像をとりまとめ、分かりやすく情報提供します。

## (7) 島間の連携

奄美群島の自然や文化は、島毎の「違いと共通性」を有しており、これをエコツーリズムの題材とすることで、奄美群島に関する深い理解や、魅力向上にも寄与するものと期待されます。そのため、高島と低島、群島内の北方の島と南方の島、沖縄や本土とのつながりなど、「島間の差異」といった観点から島巡りのツアーなどが有効と考えられ、島間で連携したプログラム造成が期待されます。

## (8) エコツーリズムに取り組む地域としてのプロモーション

奄美群島の類まれな自然・文化を体験するエコツアーについて、想定される来訪者が、知り、体験し、さらにはリピータとして群島に再訪してもらうために、質の高いプログラム造成とあわせた、奄美群島共同でのプロモーション活動が重要です。その際、エコツーリズムを推進する地域として、自主ルールの設定等により自然環境への負荷を低減した持続的な利用を図っていることについての認知度の向上を図り、奄美群島エコツーリズムのブランド価値を高めます。

## 5. 全体構想の公表・見直し

---

全体構想は推進協議会において毎年度実施状況について点検し、課題や対応策等を整理しつつ、5年ごとを目途に構想の見直しを行います。点検の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合や、国立公園指定・世界自然遺産登録等により、奄美群島のエコツーリズムを取り巻く状況が大きく変化した場合などには、適宜全体構想の見直しを行います。

全体構想の策定・変更・廃止を行った場合は市町村のホームページ等で広く一般に公開し、主務大臣に報告します。

## 用語解説

### ○エコツーリズム

エコツーリズム推進法では、エコツーリズムについて「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」と定義されている。

また、国際エコツーリズム協会によると、「エコツーリズムは自然環境を保全し、地域住民の福祉の向上につながる責任ある観光」と定義されている。エコツーリズムには様々な定義があるが、「自然を持続的に利用し、その恵沢を享受する」という考え方が共通している。

エコツーリズムとは、エコツアーをつくり出す仕組みや考え方にあたる。

### ○エコツアー

エコツアーとは、上記のエコツーリズムの考え方を実践する旅行または旅行商品。

### ○エコツーリズム推進法

エコツーリズムを推進するための枠組みを定めた法律。平成 20 年施行。エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光の振興、地域の振興、環境教育の推進を基本的な方向性として示している。本エコツーリズム推進全体構想は、この法律に基づいて策定したものである。

### ○エコツーリズム推進協議会

エコツーリズム推進法では、市町村はエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、事業者や地域住民、NPO 法人、環境や観光の専門家、土地所有者、関係行政機関等で構成するエコツーリズム推進協議会を組織することが出来る、とされている。また、推進協議会は、エコツーリズム推進全体構想の作成や関係者の連絡調整を行うこととされている。

奄美群島では、奄美群島エコツーリズム推進協議会（群島推進協議会）と各島のエコツーリズム推進協議会（各島推進協議会）を設置して、群島一体となってエコツーリズムの取組を進めていくことを目指している（第 5 章参照）。本文中で、群島推進協議会と各島推進協議会を、区別しない場合は、推進協議会と表記している。

### ○エコツーリズム推進全体構想

エコツーリズムを推進する地域、エコツーリズムの対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施方法等を定める計画。

市町村は、エコツーリズム推進協議会が全体構想を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣（環境省・国土交通省・農林水産省・文部科学省）の認定を申請することができる。

国の認定を受けることにより以下のようなメリットがあると考えられる。

- 地域資源の保護：これまでに法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができる。
- 立入りの制限：必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができる。
- 広報：国が、認定地域の取り組みを全国にPR。

### ○フェノロジーカレンダー

時期ごとに自然の見どころや地域の動植物、人の暮らしを年間のカレンダーにとりまとめたもの。季節ごとの地域の魅力を掲載することで、来訪者に対しては、他の時期の魅力を理解してもらい再訪を促すことが期待される。また、季節ごとに、島ならではのプログラムを検討する際にも活用が期待される。